

「日本におけるシュタイン問題」へのアプローチ

瀧井 一 博

- 1 はじめに
- 2 キールのシュタイン文書
- 3 「日本におけるシュタイン問題」 — 前史 —
 - (1) 日本との出会い
 - (2) ウィーンの日公使館員たちとシュタイン
 - (3) その他の事例
- 4 「日本におけるシュタイン問題」 — 本史 —
 - (1) 「流行子」シュタイン
 - (2) 講義の風景
- 5 おわりに

1 はじめに

1890年(明治23)10月15日の『東京日日新聞』に「スタイン翁追弔会」と題する記事が掲載されている。「スタイン」とは、ウィーン大学の教授であった国家学者ローレンツ・フォン・シュタイン(Lorenz von Stein, 1815-1890)のことに他ならない。彼が1882年(明治15)から翌年にかけてヨーロッパで憲法調査を行った伊藤博文の師事した人物であることはよく知られているであろう。そのシュタインはこの年の9月23日に、ウィーン市郊外ヴァイトリンガウ(Weidlingau)の別宅で世を去ったのであるが、その彼を偲んで日本で追弔会が催されたのである。記事によれば、会に集まった者のなかには山県有朋、伊藤博文、谷干城、伊東巳代治、北島道龍、都築馨六などの名が見出され、錚々たる顔触れであったといえる。

しかし何よりも興味深いのは、会に付属して次のような神道の祭式が執り行われたことである。長くなるが、記事から引用しておきたい。

又室内の祭式といつて、午前十時祭場装束並に神饌を調理し、午後祭主以下着服あり。同一時先祭主以下祭場に着し、次に祓主祓式を行ふ。次に祭主霊招を行ふ(四拝拍手八)。次に祭司神饌を伝供す。次に祭主祭文を読む(再拝拍子四)。次祭主玉串を供す(並に祭

司一同二拝拍手四)。次に会者順次に玉串を献つて礼拝し、祭主以下一同一拝拍手八にしていづれも退坐したり。当日其祭事を行はれたるは惟神学会の方々にして、祭主は丸山作楽、典礼は吉岡徳明、祓主は青柳高鞆、祭員は深江遠広、松田敏足、梁川保嘉の三氏にして、其裝飾供物は左に大柳鏡玉、右は同剣、一酒洗米、二餅、三鯛、四鯉、五山鳥、六水鳥、七海菜、八野菜、九生菓子、十作菓子、十一塩水等なり。都て祭式は神道にてありけれども、神主といふ者一人も用ひず。彼の丸山氏初め他の人々が其事に当られたりき。そも此度神道の式を用ひたるは外ならず、元来スタイン翁は耶蘇教なるか將た他の宗教を奉ずるのは知る所に非ざれども、兎にも角にも我が神国に於て祭式を行ふには神道の式こそふさわしからめ。哲理学理に通ずるスタイン翁、若し地下に知るあるも、いかでか異教なりなど僻言をいふべきや。我が有志家の誠心彼れも喜びて受くるや疑ひあるべからず、と此式を用ひしものにて〔以下略〕

(引用文中、□内は引用者。引用に際して旧漢字、旧かな、変体かなは、適宜新漢字、新かなに改め、原文に句読点の付されていない場合はこれを補った。また原文のルビも引用者の判断で省略した箇所がある。以下同。)

キリスト教徒である筈のシュタインが神道の祭式で祀られている。そもそも「神国」である日本ではそのように祀るのがふさわしいからだと言われているが、それにしても異様な光景ではある。異国日本において神のように祀られたヨーロッパ人¹⁾。しかも彼自身は一度も日本の土を踏んだことがなかった。けれども、彼は日本に招聘され直接に我が国のために尽力した、いわゆる「御雇い外国人」たちに優るとも劣らない印象を当時の日本人に残したのである。先の記事は続いて、丸山作楽が伊藤博文の勧めによって作成し、当日朗読されたという祝詞を掲げているが、そのなかの次の一節などを見ればそのことは明確に看取されよう。

我が国人にしても、^{おほやけごとたくしごと}公事私事を云はず、^{おほかた}大概は翁の許に^{まゐりて}参出て^{まなび}学問の事は更なり、^{わさ}国家を^{まもら}保維ふ^{すべ}為方、^{まつりごちわざ}或は国の^{すきはひ}政略世の^{ことみな}経済、^{うつりこ}或は世の^{ふるごと}事物の沿革し^{ありさまなど}故事、^{おち}変り行なむ^{いな}形勢等^け問もし^{ねむごころ}質も^{こたへをいへば}しつるに、^{おち}汝翁は^いや^{ねむごころ}辞む^{こたへをいへば}氣しきも^{あか}無く、^い菅の^{ねむごころ}根の^{こたへをいへば}慇懃に^{あか}答教^い説明し^{あか}坐ぬ。是を以て^{くにつと}思ふが^{なし}隨に^{くにつと}万事をも^{なし}問得^{くにつと}質得、^{なし}殊には^{くにつと}汝翁の^{なし}説言をば^{くにつと}真珠白珠と^{なし}持て^{くにつと}帰て、^{なし}国人事と^{なし}為つ。

ここから我々は、シュタインが当時の日本にとってどのような存在であったかを簡潔に知ることができる。あの時代、幾多の日本人がウィーンにいた彼のものを目指して海を渡って行った。彼らはシュタインから私的に講義を受け、その教説を「真珠白珠」のように日本へと持ち帰って行ったのである。林董はその有り様を「欧州視察に行く者、博士に面会せざれば、有馬に行つて温泉に浴せざるの心地したり」と記し²⁾、穂積陳重は当時、「スタイン（石）で固い頭を敲き割り」という川柳が流行したことを伝えている³⁾。このような現象は「シュタイン詣

で」と呼ばれ、かねてから識者の注意を引いてきた⁴⁾。それに加わった者のなかには、追弔会の参加者でもある山県、伊藤、谷などのほか、大物としては黒田清隆、西園寺公望、乃木希典、陸奥宗光らも含まれていた。我々はここに、「日本におけるシュタイン問題」とでも呼ぶべきものと見えることになる。すなわち、これら明治国家の中枢に位置していた官僚、政治家らがこぞってコンタクトをとることを欲し、「参詣」に出掛けたという現象が日本近代史においてもつ意味と影響如何ということである。

しかしこれまでのところ、このようなシュタインの流行という事態が、明治史のなかでいかなる意義を有しているのか、という点は必ずしも明瞭とはなっていない状況である。明治期の思想や社会に大きな影響を与えた西欧の理論家といえば、シュタインの他、H・スペンサー（Herbert Spencer, 1820-1903）、J・C・ブルンチュリ（Johann Casper Bluntschli, 1808-1881）、G・ボワソナード（Gustave Emile Boissonade, 1825-1910）などの名が浮かんでくるが⁵⁾、彼らに比してシュタインの場合、その思想の日本への受容について、一次資料に基づいたまとまった研究に乏しい⁶⁾。そもそも、彼は明治中期に我が国の法政思想を席卷したいわゆる「ドイツ学」の看板を担わされていたのであるが、その陣営に属する学者のなかでも、H・ロessler（Karl Friedrich Hermann Roesler, 1834-1881）、A・モッセ（Albert Mosse, 1846-1925）、K・ラートゲン（Karl Rathgen, 1855-1921）、そして先述のブルンチュリのなした貢献については、彼らのなした意見書、講義録、著述の翻訳などを通じてかなりのことが知られており⁷⁾、そのため当時の歴史的文脈のなかではシュタインよりも彼らの影響の方が、これまではるかに論じられてきたように見受けられる。なかには、シュタインの日本への影響を高く見積もることに懐疑的な立場もある⁸⁾。

しかし、冒頭の追弔会の如き事態を鑑みれば、どうしてもシュタインの流行という現象が当時の日本にあって有していた意味を問わずにはいられない。何よりもあの祭式の異形さが、シュタインの影響の深刻さを物語っているように筆者などには思われるのである。

そのような意識に立脚して、筆者は明治期におけるシュタインの影響という問題を「日本におけるシュタイン問題」と呼び、それに再検討を加えていくことを企図している。だがそのためにはまず、シュタインと日本との関係史を再構成して提示する作業がなされねばなるまい。この問題についての今日の一般的な理解が、先に記したようなものであるとすれば、両者の交渉の諸相を一次資料に基づいて描き出し、事態の全体的なイメージを掴んでおくことは前提として不可欠だと考えられるからである。

そこで以下においては、種々の文献、資料を駆使して、この一人のドイツ国家学者と日本人との交流の実相を掘り起こしていくことにしたい。特に本稿は、1994年8月末から10月初めにかけて筆者が行ったドイツ、オーストリアでの資料調査、とりわけドイツ連邦共和国キール市にあるシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州立図書館（die Schleswig-Holsteinische

Landesbibliothek) 所蔵の「シュタイン文書 (Nachlaß Lorenz von Steins)」でのそれに多くを負うものである。そこでまず、この「シュタイン文書」の概要を紹介しておこう。

- 1) 後日、この会の模様をシュタインの遺族に知らせる書簡のなかで、海江田信義は次のように書いている。「我が国では、殊に神として崇める人の死後の魂を祭るのが慣例であり、そのために死後7日目毎に葬礼を執り行うことになっています。そこで、伊藤伯、丸山氏、有賀氏、曲木氏、そして私の5名は、3巡目の今月の13日を祭式の日として選び、その日、あなたのお父上の知己たちが一同に会することになりました。」(1890年10月15日付エルンスト・フォン・シュタイン宛海江田書簡、「シュタイン文書」(シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州立図書館蔵) 4.2: 04. 25-5。下線瀧井)
- 2) 『後は昔の記他—林董回顧録』(平凡社, 1970年) 214頁。
- 3) 穂積陳重『法窓夜話』(岩波文庫) 220頁。
- 4) 「シュタイン詣で」なる表現を初めて用いたのは、尾佐竹猛氏だと思われる。「実際、その頃我邦人にして欧行したものは、スタインを訪ねなくては肩身の狭い思ひをなした程で、謂はば、スタイン詣でともいふべき流行であつたのである。(下線瀧井)」(尾佐竹猛『須多因の観たる日本の国体と風俗』『昭徳』昭和16年9月号, 103頁)
- 5) スペンサーについて、山下重一『スペンサーと日本近代』(御茶の水書房, 1983年)、ブルンチュリについて、安世舟「明治初期におけるドイツ国家思想の受容に関する一考察—ブルンチュリと加藤弘之を中心として—」日本政治学会編『日本における西欧政治思想』(岩波書店, 1975)、山田央子「ブルンチュリと近代日本政治思想—「国民」観念の成立とその受容—」『東京都立大学法学会雑誌』32巻2号, 33巻1号(1991年, 92年)、ボワソナードについて、大久保泰甫『日本近代法の父—ボワソナード』(岩波新書, 1977年)をそれぞれ参照。
- 6) 最近、上原貞雄『戦前日本におけるシュタイン思想の受容動向—特にその教育行政思想に注目して—』(風間書房, 1994年)が発表されたが、ここでも後述の「シュタイン文書」は利用されていない。
- 7) ロesslerについてはJ・ジュークス、山室信一両氏、モッセについて坂井雄吉氏、そしてラートゲンについては勝田有恒氏の研究をここでは特に挙げておく。ジュークス『日本国家の近代化とロessler』(未来社, 1970年)、山室信一『法制官僚の時代—国家の設計と知の歷程—』(木鐸社, 1988年)、坂井雄吉「明治憲法起草過程における二つの「立憲主義」」『国家学会雑誌』90巻9・10号(1977年)(後に「井上毅と明治憲法の起草」として同著『井上毅と明治国家』(東京大学出版会, 1983年)に収録)、同「明治22年の町村合併とモッセ」『大東法学』19号(1992年)、勝田有恒「カール・ラートゲンの『行政学講義録』—ドイツ型官治主義の導入—」『明治法制史・政治史の諸問題—手塚豊教授退職記念論文集—』(慶応通信, 1977年)。
- 8) 例えばローレンツ・シュタイン著(石川三義/石塚正英/柴田隆行訳)『平等原理と社会主義—今日のフランスにおける社会主義と共産主義』(法政大学出版局, 1990年)所収の「解説」において、大井正氏は「あのいわゆる明治憲法について記念するのに、シュタインに特別言及しなければならぬ理由が、「十分には飲み込めない」と述べられ、彼の「社会分析や政策がどれだけ当時の政府を動かしたかはわからない、というよりは、憲法にかんしては全く影響しなかったといってよい」と断言されている(631頁)。森田勉「ローレンツ・シュタインのプロイセン憲政論」『法経論叢』第8巻第2号(1991年)3頁にも同様なトーンが認められる。

2 キールの「シュタイン文書」

ドイツ連邦共和国シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の州都キール市にある、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州立図書館に「シュタイン文書」が設けられたのは、1972年のことである¹⁾。シュタインの生地シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州エッケンフェルデ (Eckernförde) 市の市長を務め、彼の伝記を著したヴェルナー・シュミット (Werner Schmidt, 1911-1990) 博士の尽力によって、シュタインの孫にあたるマンフレート・フォン・シュタイン (Manfred von Stein, ?-1971) 博士が管理されていた、彼の蔵書や原稿、書簡などが移管されたのである。このうち蔵書類については、その後1980年にキール大学に設置された、ローレンツ・フォン・シュタイン行政学研究所 (Lorenz von Stein Institut für Verwaltungswissenschaften an der Christian-Albrechts-Universität zu Kiel) に移され、現在に至っている。

「文書」中には、シュタインの交友関係を示す夥しい数の私信や彼が参画した企業経営の記録といった個人史的資料、そして学生時代に聴講した講義のノートや自身の講義のために書き下ろした講義録など彼の学問的背景を偲ばせるものなど、シュタイン研究にとって重要な意義を有する資料が多数収蔵されている。彼の学問像の究明という見地からは特に、ブルンチュリ、ダールマン (Friedrich Christoph Dahlmann, 1785-1860)、グナイスト (Rudolf von Gneist, 1816-1895)、イェーリング (Rudolf von Jhering, 1818-1892)、イェリネック (Georg Jellinek, 1851-1911)、メンガー (Carl Menger, 1840-1921)、シュモラー (Gustav von Schmoller, 1838-1917) ら当代の著名学者たちとの間に交わされた書簡、そして蔵書に残された彼自身の書き込みの内容分析が大きな意義を持ち得るであろう。

しかし当座のところ我々が注目すべきなのは、「文書」中に含まれている彼と日本との繋がりを示す幾多の資料である。それらは「シュタイン日本関係文書 (Der japanische Nachlaß Lorenz von Steins)」として別個のかたちで整理中であつたが、1992年にヨハン・ナブロッキー (Johann Nawrocki) 氏の手によって整理が終了し、現在では他の資料と同様に公開されるに至っている²⁾。

「日本関係文書」のなかには、シュタインの日本に関する論稿の抜き刷りや草稿、日本政府から送られてきた立法草案や大学の便覧などの資料、息子のエルンスト・フォン・シュタイン (Ernst von Stein, 1858-1929) が日本滞在中に収集した書類や領収書といった多彩な資料が収蔵されているが、我々にとってとりわけ興味深いのは、残された名刺と書簡であろう。名刺は304枚 (173名) を数え、書簡は差出人の分かっているものだけについていえば、99名から寄せられた305通が残っている。そのうち、ローレンツに宛てられた日本人の書簡は57名からの148通である³⁾。差出人のなかには、伊藤、黒田、陸奥、谷といった上記の「参詣者」のほか、福沢諭吉、松方正義、森有礼ら直接にシュタインとは会うことのなかった者の名も見出される。

これまでにこの文書を利用した研究が皆無であったわけではない。むしろかなり早くからそれは研究者の間では、「知る人ぞ知る」というべきものであった。この文書に接した最も早い例として、まだキールに移される以前、ヴァイトリングハウのシュタイン旧邸に残されていたそれらを調査された色川大吉氏と萩原延寿氏の名がまず挙げられねばならない⁴⁾。特に萩原氏は陸奥宗光研究の立場から、明治17年から約一年半に及ぶ陸奥の渡欧中の思想形成を追跡されていくなかで、当時ヴァイトリングハウの旧宅に残されていた陸奥のものを含む日本人の書簡や名刺類と出会われ、当時日本人の間で「シュタイン詣で」と称すべき現象があったことに注目されている。現在国立国会図書館の憲政資料室には、「スタイン文書」として伊藤や黒田のものなど、シュタインに宛てた日本人の書簡が一部収められているが、これらはこのときに萩原氏が複写して持ち帰られたものである。

また、文書がキールに移された後、1974年9月に「日本関係文書」を閲覧、その整理に助力された早島瑛氏は、そのなかから福沢諭吉や伊藤博文の書簡を発見され、それらを紹介されると同時に、幾つかの重要な提言を行われた。日本人の「シュタイン詣で」と並んで、シュタインの側にも日本への深い理解と関心が認められることを指摘され、シュタイン思想の検証と統合の場としての「シュタインにおける日本問題」に注意を促されたことや、内政面にとどまらない外政面における彼の明治政府への影響（「対外進出の正当性」の思想）を摘出されたことなどがそれである⁵⁾。

このほかにも、管見の限りでは水田洋、柴田隆行の両氏がキールの「文書」を訪れ、それぞれ報告を著されているほか⁶⁾、1975年と1989年にはNHKの取材班が取材に訪れている⁷⁾。また、未公刊ではあるが、ウィーン大学に留学されていた市村（旧姓桑野）由喜子氏が1985年に提出された学位論文「ローレンツ・フォン・シュタインと日本 (*Lorenz von Stein und Japan. Zur Entstehung des Staatssystems im 19. Jahrhundert*)」は、「シュタイン日本関係文書」がこれまでで最も包括的に取り扱われた研究である⁸⁾。市村氏の研究のなかでは特に、ローレンツの次男エルンストが訪日中に両者の間で交わされた文通の内容から、シュタインの当時陥っていた家計上の逼迫状態が、いわば「金づる」としての日本政府への関心となって現れた側面があることを指摘され、彼の日本への関心について修正を試みられている点が興味深い。

その他、ドイツで日本学を専攻しておられるラインハルト・ツェルナー (Reinhard Zöllner) 氏と既にその名の出たヨハン・ナブロッキー氏もこの文書の研究に従事されており、既にそれぞれの関心から資料のいくつかを活字化されている⁹⁾。

以上のようにこれまでも、「ローレンツ・フォン・シュタイン日本関係文書」にはそれなりの研究の蓄積がある。しかし従来の研究は、どちらかといえば資料紹介に止まりがちで、前章で述べたような、「日本におけるシュタイン問題」の日本近代史上での位置づけという理論

的な成果にまでは及んでいないように見受けられる。文書中の日本人からの私信が利用された場合、そこから新たに見出された事実は、個々の日本人、あるいはシュタインその人の個人史の枠内で論じられるのが専らであったと言えよう。

これに対して筆者はあくまで、前述の「日本におけるシュタイン問題」という見地からこの文書の資料群と対することを常に心がけたい。そうすることで、明治期の国家形成の一局面に新たな視角から光を当てることができるかもしれない。そのためにも、以下では「日本におけるシュタイン問題」の生成と展開を可能な限りトータルに跡づけていくことにしよう。

- 1) 「シュタイン文書」についての以下の論述は、後述の早島、水田、柴田三氏の紹介のほか、主として次の文献に負っている。Andrea Boockmann, *Lorenz von Stein 1815-1890* (Berichte und Beiträge der Schleswig-Holsteinischen Landesbibliothek), 1980; Hermann Hill, Lorenz-von-Stein-Institut für Verwaltungswissenschaften an der Universität Kiel eröffnet, in: *Die Öffentliche Verwaltung*, Heft 10, 1980, S. 372f.; Heinz Taschke, Der Nachlass Lorenz von Stein's in Kiel, in: *Der Staat*, 18, 1982, S. 258-276.; ders., *Lorenz von Steins nachgelassene staatsrechtliche und rechtsphilosophische Vorlesungsmanuskripte*, Heidelberg, 1985.
- 2) Johann Nawrocki, *Der japanische Nachlaß Lorenz von Steins (1815-1890)*, Kiel (Schleswig-Holsteinische Landesbibliothek), 1992.
- 3) その一覧は、前註のナブロッキー氏の作成になるカタログを参照。なお、そこでは1884年9月9日付の本間清雄書簡(4.2:04.15-4)がローレンツ宛と表示されているが、これは子息エルンストに宛てられたものと考えるべきだろう。また、カタログ番号4.2:04.77のSonodaは、同78の園田安賢と同一人物。
- 4) 色川大吉『新編明治精神史』(中央公論社, 1973年), 同『ユーラシア大陸思索行』(中公文庫, 1976年), 萩原延寿「陸奥宗光紀行」『日本の名著第35巻 陸奥宗光』(中央公論社, 1973年)。
- 5) 早島瑛「ローレンツ・フォン・シュタインに宛てた福沢諭吉の書簡について」『近代日本と東アジア 年報近代日本研究(2)』(山川出版社, 1980年), 同「ローレンツ・フォン・シュタインと明治憲法の制定」『関西学院大学商学論究』27巻1・2・3・4合併号(1980年), 同「近代日本の形成とシュタインの関心」『朝日新聞』1979年11月20日夕刊, 5頁。
- 6) 水田洋「須多因先生後記—キールのシュタイン文書」同『知の風景 続・近代ヨーロッパ思想史の周辺』(筑摩書房, 1988年), 柴田隆行「ローレンツ・シュタイン文書について」『社会思想史の窓』100号(1992年)。
- 7) 後者の取材記録として, NHK取材班編『天皇と憲法』(角川書店, 1990年)がある。
- 8) 市村氏の成果の一端は, 市村由喜子「ローレンツ・フォン・シュタイン日本関係文書について」山住正己編『文化と教育をつなぐ』(国土社, 1994年)によって知ることができる。
- 9) Reinhard Zöllner, "Appreciating critic" Lorenz von Steins Japan- Korrespondenz. Auswahl und Kommentar, in: *Nachrichten der Gesellschaft für Natur- und Völkerkunde Ostasiens*, Nr. 147-148, 1990, S. 9-74.; ders., Engrafted System: Mori Arinori's Representation Proposals, in: *Monumenta Nipponica*, Vol. 46, Nr. 3, 1991, S. 293-327.; Johann Nawrocki, Der japanische Nachlaß Lorenz von Steins (1815-1890), in: *Oriens Extremus*, Bd. 36, Heft 1, 1993, S. 83-113.

3 「日本におけるシュタイン問題」 —前史—

(1) 日本との出会い

キールの「シュタイン日本関係文書」のなかに見出される最も早い日本人の書簡は、1882年（明治15）6月3日の日付をもつ福沢諭吉からのものである¹⁾。しかしシュタインと日本人との交渉はさらにそれ以前から始められていた。この点を証示しているのが、『時事新報』1882年（明治15）6月2日号に掲載された福沢宛てのシュタインの書簡である。前記の福沢書簡とは、このシュタインの書簡に対する返書なのであるが、このなかでシュタインは次のように記している。

余が敬愛する朋友、前きの維納府在留日本公使井田讓君及び書記官本間清雄君、余の書簡を足下に送致するの厚情を辱ふせしを以て、敢て一書を呈す。余は此頃日本法律の歴史及び其政体研究に従事せり。若し日本人民の声誉を伝播するの一助たらば、余が悦何ぞ之に如ん。蓋し日本人民の近頃十七年間非常に進歩し、且つ後來太平洋の一大開明国たるべきは、各人の許しを以て尊敬せざるを得ざる所なり。余は墺地利科学学校の社員なれば、余輩近刻の一書を呈す。余が社員の眼を日本歴史に注ぐの深切なるは、此書を一覽ありても知らるべし。願くば足下此著書と余が書簡を受納して、余が足下を尊敬し又貴著の詳細を知らんと欲するの一証となさば感謝に堪へず。〔後略〕²⁾

福沢との間に書簡の往復がなされる以前から、シュタイン自身のなかには日本の歴史とその現下における発展への旺盛な関心が包含されていたこと、しかもそれについてのある程度の研鑽を彼が既に成し遂げていたこと、そしてウィーンの在墺日本公使館の人間と交流のあったことを上の書簡は伝えている。つまり、福沢への書簡、その数カ月後の伊藤博文の訪問、さらにその後の「シュタイン詣で」の展開といった事態に先立って、シュタインと日本との間には一定の関係が形成されていたと考えられるわけである。実際シュタインはかねてより中欧の地にあって、オーストリアの通商政策がもっと東方へと展開されるよう提言していた³⁾。そのまなざしは常に東洋に向けて開かれていたのであって⁴⁾、そのような彼が後に日本に多大な関心を示し、これと関係を有するに至ったということにはある種の必然性があったとすら言い得る。この点は「シュタイン日本関係文書」のみを見ることによっては十分に明らかとし得ない問題であるが、「シュタイン詣で」並びに「日本におけるシュタイン問題」の明確な前史、あるいは前提をなすものと見なすことができよう。そこで限られた資料を通じてではあるが、以下に若干の考察を試みておきたい。

シュタインと日本人との最初の接触はこれを何時に求めたらよいのであろうか。この点について興味深い情報を提供するのが、1910年に著されたL・V・プルツィブラム（Ludwig Ritter von Prizibram）の回顧録『ある老オーストリア人の回想（*Erinnerungen eines alten Oesterreichers*）』のなかの一節である。煩を厭わず訳出しておこう。

外務省の通商政策局長を務め、万国博覧会〔1873年のウィーン万博を指す—瀧井〕の際に外交日程を任されていたマックス・フォン・ガーゲルン男爵（Max von Gagern）は、自宅を外国からの委員や代表団のために開放していた。そこで催された集まりは、ありきたりな雰囲気とははっきりと隔絶したものであった。ガーゲルン一家は「ラントシュトラッセ」と呼ばれていた地区の持ち家に住んでいたのであるが、そこでは当時まだ幾つかの古い庭がかつてのひなびた性格をとどめていた。そこを用いて、その小ぶりではあるが快適な屋敷では、広々とした明るい客間でのパーティーと交互に、時折園遊会が開かれた。外国からの招待客はここでウィーン社会の知的エリートたちとも知り合う機会を与えられた。老男爵は学界と個人的に密接な関係にあり、自らも哲学や社会学の勉強に喜々として従事していた。そのため彼の回りには教授やその卵たちが常に取り巻いていたのである。イエス・キリストを彷彿とさせるフランツ・ブレンターノ、十二使徒さながらの美学者ロベルト・ツィーママン、高名な国民経済学者ローレンツ・シュタイン、彼らは彫刻家ツムブッシュ、建築家ハゼナウアーと同様にガーゲルン家の常連であった。〔中略〕ガーゲルン家では—そこでの多彩な面子を前にすると、「サロン」という呼称はあまりにありきたりであるように思われる—東アジアからの最初の代表と近付きになる機会をもつこともできた。ある日本人公使館員の愛らしい奥方は、ウィーン土地にすっかり馴染んでいた二人の魅力的な南アフリカの御婦人と同様、たちどころにその場に溶け込んでいった〔下線瀧井、以下特に断りのない限り同じ〕⁵⁾。

この記述によれば、オーストリア政府の外交官マックス・フォン・ガーゲルン男爵は、当時自宅を国際親善のための社交場として提供していたらしい。そしてガーゲルン家の常連の一員として、シュタインはそこにおいて日本からの使者と知り合う機会を得ることができたと推察されるわけである。引用文中、「東アジアからの最初の代表」とはウィーン万博を訪れた岩倉使節団を指すのであろうか。ウィーン万博の日本展は、ウィーンに今日にまで至る根強い日本趣味を醸成するきっかけとなったと目されるものであるが、当時ウィーンを取り巻いた日本ブームに乗じて、岩倉の一行がガーゲルン家に招かれ、その場にシュタインも居合わせたということは確かに蓋然性が高いと考えられる。

とはいえ、少なくともプルツィブラムの上の記述からは、シュタインと岩倉使節団の邂逅に

についてはっきりとしたことを窺うことはできない⁶⁾。この問題についてはほかに決定的な資料が見当たらないので、ここではこれ以上論及することはできない。むしろ我々は、ウィーン万博に端を発するウィーンのジャポニズムがシュタインに与えた影響ということを考えてみたい。そのインパクトが、福沢宛書簡に書かれているような彼の日本への学問的関心の契機となるものだったことは十分に考えられるからである。実際、彼が後に日本人に対して行った講義の記録のなかには、彼の日本趣味を物語る箇所が散見される。例えば、1887(明治20)年7月にシュタインを訪ねた海江田信義に対して彼は日本婦人の和服姿を称揚し、それを「美術上体裁ヲ得タル者ニシテ、他国ニ於テ曾テ見サル所ナリ」⁷⁾と述べた後で、次のようにすら言っている。

御国ノ貴婦人ヲシテ此ノ服飾ニテ欧州ノ宴席夜会ニ臨マシメハ、其盛粧ハ衆賓ノ嘆賞シテ止マサルノミナラス、典故学士ハ勿論、美術ニ於テモ、世界中婦人装飾ノ上乘ヲ占ムルノ公評ヲ博セム⁸⁾

当時の一ヨーロッパ人の典型的な日本趣味を見る思いがする。そのような日本へのエキゾチックな眼差しはどのようにして育まれたのか⁹⁾。まず上述の1873年のウィーン万博が思い浮かぶ。それによって醸し出されたウィーンの日本熱に、シュタイン自身も巻き込まれていたということが一つ考えられよう。

他方で、前出のプルツィブラムの回顧録は、この件についてもう一つ別のことを示唆している。それは彼の書き留めている、「ある日本人公使館員の愛らしい奥方」の存在である。これは後に帝国大学の初代総長を務め、当時外務一等書記官としてウィーンに駐在していた渡辺洪基の妻、渡辺貞子のことを指していると考えて間違いない¹⁰⁾。彼女は外交官夫人として夫の任地に同伴していった最初の日本人女性であり、1873年4月から1875年10月までのウィーン在任中、「豊かな才能」の持ち主と称賛されてウィーンの社交界から喝采を受けたということが伝えられている¹¹⁾。渡辺洪基が夫人同伴を決したのは、現地の人々との「交際上便多き」と判断したかららしいが¹²⁾、貞子は夫の期待を上回る活躍を見せていたことが上記のプルツィブラムの叙述から分かる。そして彼女の活躍の舞台としてガーゲルンの邸宅があり、シュタインはその家のサロンの重要なメンバーだったのである。

シュタイン自身がこの時期渡辺夫妻と親しく交わったということは確認できない¹³⁾。だがガーゲルン家の常連として、貞子の醸し出す日本の雰囲気魅せられた一人であったことは十分に考えられる。それは万博によって芽生えた彼の日本への関心を促進するものであったであろう。そしてこの点は既述のように、後に講義録のなかで彼の日本趣味として現れていくことになるのである¹⁴⁾。

シュタインの日本への関心は上のようにしてガーゲルン家において育まれたということが推

察される。以後シュタインはさらに進んで、在澳日本公使館の外交官たちと積極的に交流を深めていくことになる。本節冒頭の福沢書簡に記されているように、井田、本間をはじめとするウィーン駐在の日本人外交官たちとシュタインとの間には、「敬愛スル朋友」関係が結ばれることとなるのである。それはシュタインの日本趣味という、一方通行的な関心とは異なり、彼と日本との交流の嚆矢をなすものといえよう。実のところシュタインと日本公使館との間には、福沢書簡での簡潔な表現では汲み尽くせない、深い繋がりがもたれていた。そこで次に彼らの交際がどのようなものであったかを見てみることにしたい。

- 1) 「シュタイン文書」(シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州立図書館蔵) 4.2: 04. 8。
以下、この「シュタイン文書」の書簡資料を指示するときは、日付、差出人名のほかは分類番号のみ記す。なお、この福沢書簡は、早島前掲「ローレンツ・フォン・シュタインに宛てた……」282頁、Reinhard Zöllner, "Appreciating critic" p.14に掲載されている。但し、後者では福沢の著作『時事小言 (Ziji-Seougen)』が、『治安小言 (Zianseougen)』と誤読されている。
- 2) 『福沢諭吉全集』第21巻(岩波書店, 1964年) 368頁。
- 3) さしあたり, Hans Fenske, Lorenz Stein über Weltpolitik und Kolonien, in: *Der Staat*, 16, 1977, S. 541-558.
- 4) シュタインは *Allgemeine Zeitung* 紙などで独自のオリент論をかねてから展開していた。それは本文中にも記した如く、オーストリアの通商政策とリンクしたものであったが、そのような「オリエンタリズム」の延長上に、彼の東アジア論、日本論が位置している。シュタインの初期のオリент論については、Stein, *Oesterreich und der Frieden*, Wien, 1856. がある。
- 5) Ludwig Ritter von Prziham, *Erinnerungen eines alten Oesterreichers*, Bd. 1., Stuttgart und Leipzig, 1910, S. 380f.
- 6) プルツィブラムのここでの記述は、Reinhold Lorenz, *Japan und Mitteleuropa*, Brün/München/Wien, 1944. に受け継がれ、さらにヨゼフ・ピタウ (Josef Pittau), ベーター・パンツァー (Peter Pantzer) 両氏の研究によって我が国にも紹介されている。ヨゼフ・ピタウ (内田文昭訳) 『日本立憲国家の成立』(時事通信社, 1967年) 201頁、ベーター・パンツァー (竹内精一、芹沢ユリア訳) 『日本オーストリア関係史』(創造社, 1984年) 99頁。しかし岩倉一行とシュタインとの間にどの程度の交流があったかについては、本文でも記したように確かなことはいえない。なおローレンツは、この時シュタインが、岩倉使節団の一員であった伊藤博文と親交を結んだ旨記しているが (S. 182)、彼が参照を指示している文献 (Inama=Sternegg, Art. Stein, Lorenz von, in: *Allgemeine Deutsche Biographie*, Bd. 35, 1893, S. 661-666.; Ernst Grünfeld, Lorenz von Stein und Japan, in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, 3. Folge, Bd. 45, 1913, S. 354ff. 邦訳エルンスト・グリュンフェルト (服部平治・宮本盛太郎訳) 「ローレンツ・フォン・シュタインと日本」『政法論集』第4号 (1984年)) にも、また彼がここで特に依拠したと思われる、本文中に引用したプルツィブラムの叙述からも、そのような事実は確認できない。
- 7) 『須多因氏講義』(宮内省原版, 1889年) 21頁。原文には傍点の付されている箇所があるが、引用に際して省略した。
- 8) 同上。
- 9) シュタインが初めて日本のことを知ったのは何時であるか。『須多因氏講義』はこの点、彼の次

のような言葉を載せている。「予今年七十四歳ナリ。三十二歳迄ハ（三十二歳ハ弘化二年ナリ。其翌年露西亞船相模国浦賀ニ来レルヲ外国新聞ニ掲載セルヲ以テ、始メテ東洋ニ日本国アルコトヲ詳知スルコト一般ニナリシナリ）御国ノ事ヲ聞知セサリシカド、爾来交際シテ之ヲ熟知スルコトトナリタルハ、御国ノ幸トモ云ウヘシ」（57頁）。

弘化2年は西暦でいうと1845年であり、この時シュタインは正確には30歳である。その翌年にロシア船が浦賀に来航し、それがヨーロッパに広く伝えられたという事実を筆者は確認し得ていないが、いずれにせよ、この頃から頻発するロシア船、アメリカ船の来航によってヨーロッパで日本のことが盛んに報道され始め、それを通じてシュタインは日本のことを知るに至ったものと思われる。

- 10) 『夢 渡辺洪基伝』（非売品, 1973年）33-34頁, 96頁。R. Lorenz, *a. a. O.*, S. 184.
- 11) Eufemia von Kudriaffsky, *Japan. Vier Vorträge*, Wien, 1874. 著者クドリアフスキー女史はこの書物を著すにあたって、渡辺貞子から聞き取りを行っている。そしてこの書は他ならぬ彼女に捧げられている。
- 12) 前掲『夢 渡辺洪基伝』34頁。
- 13) 渡辺はシュタインの死後、1890年（明治23）11月に今度は特命全権公使として再度オーストリアの地を踏んでいる。これに先立って渡辺のことをシュタインに紹介する書簡が残っているので、彼とシュタインとの間には恐らく面識はなかったものと思われる。1890年7月12日付シュタイン宛P・マイエット書簡（4.2: 04. 47）、1890年9月14日付シュタイン宛伊藤博文書簡（「伊東巳代治文書 スタイン関係書簡」, 国立国会図書館憲政資料室所蔵『憲政史編纂会収集文書』116）、1890年9月付シュタイン宛山県有朋書簡（同上）。
- 14) シュタインの日本趣味を物語るものとして、今一つ彼の日本コレクションが挙げられる。日本人からの贈答品を中心に、彼は多数の日本の物品を所蔵していた。それらは現在ウィーンの民族学博物館（Museum für Völkerkunde）に収められている。

（2）ウィーンの本公使館員たちとシュタイン

「日本関係文書」を瞥見してみると、在奥日本公使館に駐在していた歴代の外交官たちの存在が浮かび上がってくる。いまその名を列挙すれば、天野瑚次郎（公使館附書記官）、井田讓（特命全権公使）、上野影範（同左）、河島醇（公使館附一等書記生）、藤田四郎（公使館附外交官試補）、本間清雄（代理公使）、渡辺廉吉（公使館附三等書記生）の七名である（肩書きはシュタインと接触していた当時のもの）。彼らは日本政府、あるいはシュタインの意向を受けて立ち働き、シュタインと日本を結び付けるパイプ役として活躍した。すなわち彼らは政府関係者からの書簡、書籍、贈物をシュタインに届け、ウィーンを訪れる日本人を彼に紹介し、あるいは講義のお膳立てをするなど日本人とシュタインとの間を取り持っていたのである。さらにシュタインの側も公使館を通じて日本政府宛に自著を献本したり、日本に関する資料や情報の入手を依頼したりしていた。まさに「日本におけるシュタイン問題」を媒介する役割を彼らは担っていたのである。

そのような日本公使館の役割を示唆するのが、井田讓の2通の書簡である。1881年4月に駐

仏公使となり、ウィーンからパリに転勤していた井田は、翌年8月に伊藤のシュタイン訪問の知らせを受けるや、当時ウィーンの公使館にいた本間清雄に次のように書き送っている。「伊藤参議ニも石〔シュタインー瀧井〕先生へ面会相成候趣実ニ面白き論議も有之たる事と想像ニ不堪候、此挙にして参議来欧之鴻益之最なる儀と相考へ」る、と¹⁾。かねてからシュタインと親交を結び、その講話に感銘を受けていた井田らウィーンの公使館員たちにとって、伊藤のウィーン来訪は、この国家学者を広く日本に紹介するまたとない機会と映ったのであろう。井田は引き続いて伊藤にも書簡を認めているが、そのなかで彼は、「実に石先生は邦家之師、昨冬御变革之際外務卿井上公へ是非御徵聘相成国家之組織を御相談有御座度と迄申上候」と記し、伊藤にシュタイン招聘を献策している²⁾。

このようにシュタインとウィーンの日本公使館との間には、伊藤の憲法調査に先立って、深い信頼関係が築かれていたと考えられる。それが故に、公使館の日本人たちはシュタインと日本をつなぐ役目を積極的に演じたのである。

シュタインと日本公使館との深い繋がりを端的なかたちで表しているものとして、1888年3月10日付のシュタイン宛藤波言忠書簡がある。そのなかには次のようなことが書かれている。

あなたがウィーンの日本公使館の顧問に就任されたとの知らせを受け、大変感激している次第です。あなたに我が国の政治に直接携わっていただけたなら、それは我が国にとって極めて有益なことであるのは間違いのないことです。³⁾

シュタインは既に1883年10月の時点で、「我が法律制度の諮問の用に資せんこと」を請われて「在奥國公使館附とし」て日本政府に雇われている⁴⁾。自ら日本を訪れることはなかったとはいえ、彼もまた「御雇い外国人」だったのである。このことと藤波の言う公使館顧問への就任とがどのような関係に立つのか俄には詳らかにし得ない。だがいずれにせよ、公使館にあってシュタインの果たす役割が「法律制度の諮問」の域に止まるものとは、到底いえなかったことは確実である。彼は公使館員にも私的に講義を行うなどして彼らの教師であったのみならず⁵⁾、その異郷での活動を様々な側面から援助していた。「文書」のなかには新任の公使をシュタインに紹介する書簡がいくつか残されているが、それらを見てみればシュタインの公使館における地位が推察される。例えば、井田譲は戸田氏共の赴任に先立ってシュタインに私信を送っているが、そのなかで職務上のことのみならずその他百般についても助力を授けてやってもらいたい旨認めている⁶⁾、1890年の渡辺洪基の公使就任のときにも、御雇い外国人として日本にいたP・マイエット（Peter Mayet）が、彼をウィーンの知識人のサークルに引き合わせてもらえるようにと依頼している⁷⁾。公使館がシュタインを日本と結び付ける役割を果たしていたばかりでなく、シュタインのほうも公使館の人間とウィーン社会との間を取り持っていたわ

けだ。その働きはまさに公使館の顧問，さらにいってしまえば後見人を彷彿とさせるものだったといえよう。

かような関係は決して一朝一夕に成り立ったものではない。そこには既に指摘しておいたように、歴代の公使館駐在員たちとシュタインとの交流という背景が介在していた。我々はこちらでもう一度、福沢に書簡を出す以前から既に井田、本間らとシュタインが「敬愛スル朋友関係」にあったということを思い出しておこう。彼らのほかにも早くからシュタインと密接なコンタクトをとっていた日本公使館の人間としては、上野影範、河島醇、渡辺廉吉が挙げられる。だがそのなかでもシュタインと日本を媒介するにあたって特に際立った役割を果たしたのは、河島醇と渡辺廉吉だと思われる。そこでこの両者に絞って、シュタインとの関係をやや詳しく見よう。

河島醇が外務省一等書記生としてオーストリアの日本公使館に転勤を命ぜられたのは、1879年（明治12）の3月である⁸⁾。それから2年後の1881年（明治14）6月に帰朝を命ぜられるまでの間を彼はウィーンで過ごしている。それ以前からも彼はドイツ、ロシアの大使館で勤務していたが、特にドイツではベルリン大学に通うなどして、ヨーロッパの経済、法制の学習に従事していたらしい。オーストリアでも河島はウィーン大学に通っていたもようで、勉学を継続していた。そしてそのような彼が、「ウィーン大学の看板教授」であったシュタインの講義を聴講し、日本に特別の関心を抱いていたシュタインと深いつながりを有するに至ったことは必然的だったといえよう⁹⁾。

当時の河島とシュタインの交流の跡をしるばせる資料として、彼が帰国後、1882年（明治15）1月に文部卿福岡孝弟に宛てて提出した建議書「百世ノ治ハ学制ヲ改正シテ一國ノ思想ヲニスルニ如カサル議」がある¹⁰⁾。そこにはシュタインの影響が明確に見て取れる。この意見書の趣旨は、「其能ク人智ヲ進メ文明ノ途ニ誘導シ、百世ノ治ヲ敷クモノハ、唯一國ノ学制如何ニ在ル而已。海ノ東西ヲ問ハス、内外ヲ論セス、苟モ百世ノ治安ヲ慮ル国ハ、必ス大学ヲ興シ学制ヲ改正シ、以テ一國子弟ノ思想ヲニス」との文章に尽きているが、国家にとって大学がいかに不可欠の機関であるかを説くこのような発想は、シュタインがその国家学体系を築くにあたって常に念頭に置いていたものであった¹¹⁾。河島は、「醇、任ヲ澳京ニ奉セシ以来、屢シハ我カ国ノ進歩ノ度如何ト顧慮セリ。当時、独塊ニ著名ナル政治経済、法理科ノ鴻儒大学ノ大博士『須多印』ト会スル数回、醇常ニ氏ノ論説ヲ聞クコトニ、其ノ老練ニシテ事実ニ適當スルニ感スル所多シ」と記し、公使館時代のシュタインとの交流を明記しているが、そのようにしてシュタインと個人的に会ううちに彼はその大学論にも触れ、国家生活上における大学の重要さについて建言するに至ったものとみられる。

この河島は帰国の翌年、1882年（明治15）8月には伊藤博文の憲法調査に随行してウィーンのシュタインのもとを再訪している。伊藤のウィーン行きに関してはこれまで、なぜ彼がウィー

ンのシュタインを憲法調査上の教師として選択するに至ったかという人選の問題が研究史上問われてきた。これについて幾つかの証言は、その背後に河島の働きかけがあったことを告げている。例えば随員の一人吉田正春によれば、伊藤一行がベルリンで初めてグナイストの教説を聴講しようとして彼から冷たくあしらわれたとき（グナイストは自国の歴史も満足に知らない連中が憲法を作るなど、「銅器に鍍金を」するようなものだと言っらしい）、憤った河島はウィーンのシュタインを訪れることを皆に吹聴したという¹²⁾。また調査団に文部省留学生として同行した木場貞長は、もっと直截に河島の介在を語っている。曰く、「シュタインにもっとも私淑し、その家庭にも親しく出入していたのは河島醇氏であった。彼はウィーン公使館にアタッシュとして来ていた当時からの知己で、公〔伊藤博文のこと〕との間も河島がしきりに取りなしていた。」¹³⁾

このように幾つかの談話は、伊藤とシュタインを引き合わせた人物として河島のことを示唆している。従来、伊藤憲法調査団が講師としてグナイスト、シュタインを人選するに至った点については、ロesslerとときのドイツ公使青木周蔵の推挙が大きかったとの見解が有力である¹⁴⁾。けれども、シュタインの人選について考えてみると、ロesslerについてはさておくとしても¹⁵⁾、果たして青木がどれほどシュタインのことを知悉していたか疑問なしとしない¹⁶⁾。むしろ、これまで論じてきたような、シュタインとウィーンの日本公使館との特別な関係を鑑みてみれば、河島の存在の方がこの点に関しては決定的であったように思われる¹⁷⁾。

河島の働きが主として伊藤にシュタインを紹介するということにあったと考えられるのに対して、シュタインの国家学を日本に導入するより実質的な役割を担ったのが渡辺廉吉であった。渡辺も河島と同様、公使館在勤中ウィーン大学に通い、さらにシュタイン家の門を叩いて私的に教えを受けていた。そしてその熱の入れようは、河島をすら驚嘆させるほどのものであったらしい¹⁸⁾。彼は明治16年3月に帰朝の命を受けるが、それから8月に帰国するまでの間ドイツを旅行している。その折りにライン下りをした際の感想をシュタインに宛てて認めた書簡が残っているが、それなどはシュタインの学問に対する渡辺の理解度がどれほどのものであったかを端的に示すものとなっている。

ライン航行はとりわけ美事なものでした。しかしわたしはあなたに美しい光景を説明できるほど詩才がありません。むしろ周辺的生活、就中経済的な生活についてあなたに御報告したほうがよかったのかもしれない。しかしそのためには時間が必要ですし、目下その余裕がありません。何よりも先生のほうが、ほんの二、三日しか滞在していない一旅行者よりもずっとお詳しいことでしょう。¹⁹⁾

シュタインは、社会現象を、その背後にあってそれを規定している経済的諸関係から理解す

るということを書条としていた²⁰⁾。渡辺はそのような彼の学問のエッセンスを十分に把握していたことが上の箇所から看取される。簡潔な記述ながら、渡辺がシュタインの学説にどれほど通曉していたかを窺わせる一節といつてよい。

そのような渡辺の存在は、ウィーンを訪れた伊藤に強くアピールするところがあったようである。帰国後、渡辺は伊藤に抜擢されて制度取調局に就職、以後伊藤の手足となって各種立法諸制度の策定に従事することとなる。そしてその際、彼の仕事のひとつの大きな柱となっていたのが、シュタインの教説の普及という任務であった。そのために渡辺はシュタインの著述の翻訳を嚮導し、また自らその労を取ってもいる。

渡辺によるシュタインの著作の翻訳といえば、1876年の『行政学綱要 (*Handbuch der Verwaltungslehre*, 2. Aufl., Stuttgart, 1876)』の訳である『行政学』上・中・下 (元老院蔵, 明治20年) がまず挙げられる。だが彼によるシュタインの翻訳はこれのみにとどまるものではない。彼のシュタイン宛書簡を窺えば、文部省学務局訳とされる明治17年刊の『行政学教育編』 (文部省編集局, *Die Verwaltungslehre*. 5. Theil. 2. Hauptgebiet. Das Bildungswesen, 1868.) も渡辺の手によるものであることが分かるし²¹⁾、そのほかにも、公にされることはなかったが、幾つかのシュタインの著述の訳出、紹介に渡辺は与かって力があつた。「文書」に残されている渡辺書簡によれば、『財政学 (*Lehrbuch der Finanzwissenschaft*)』第4版 (1878年), 同第5版 (1885-86年)²²⁾、そして『衛生制度 (*Die Verwaltungslehre*. 3. Theil. 1. Hauptgebiet, 2. Theil, Das Gesundheitswesen. 1882.)』第2版²³⁾の訳出に彼は携わっていたとある。それぞれ大蔵省、内務省の意向を受けて渡辺が翻訳ないしその仲介を行ったものである。

またシュタイン学説の「伝道者」として、彼はシュタインの東アジア論に着目し、その流布を企図している。明治17年12月26日付のシュタイン宛書簡において、渡辺はシュタインのアジア論を翻訳したい旨記し、その送付を依頼している²⁴⁾。

以上のように、シュタインの学説が普及するに当たって、渡辺の果たした役割は極めて大きなものがあつた。穂積が述べているような、明治中期における政府部内でのシュタインの流行という事態の裏には、この渡辺の奔走があつたように思われる²⁵⁾。シュタイン国家学の媒介者として渡辺の存在がヨリ実質的であつた、と筆者が評価するのはそのような理由による。

もっとも渡辺自身が独自の思想に支えられて、自発的にシュタイン国家学のトレーガーとなつたとまでは考えにくい。書簡を通じて浮かび上がってくるのはむしろ、全体的な政治的脈絡のなかで自己の役割を認識し、その遂行のために仕えた一個の官僚の姿である。換言すれば、シュタイン国家学の継受を不可欠と見なす、ある政治的意志が渡辺を必要としたのであり、彼はその「意志」に奉仕したのだ、ということになるろうか。

では、渡辺を駆使することによって、シュタイン受容を嚮導し、我が国における「シュタイ

ン問題」を造出した政治理性とは一体何なのか、ということが当然問題となる。だが、その点の考察は本稿の末尾まで待つことにしたい。

- 1) 1882年8月10日付本間清雄宛井田讓書簡、佐藤孝「明治初期一外交官の軌跡 本間清雄」『横浜開港資料館館報』第12号（1985年）67頁より重引。
- 2) 1882年8月19日付伊藤博文宛井田讓書簡、『伊藤博文関係文書』第1巻（1973年、塙書房）114頁。
- 3) 1888年3月10日付シュタイン宛藤波言忠書簡（4.2：04. 6-11）。
- 4) 参照、堀口修「ローレンツ・フォン・シュタインの雇用経緯について」『政治経済史学』第263号（1988年）。
- 5) 後述の河島醇、渡辺廉吉のほか、1885年2月より特命全権公使としてウィーンにいた西園寺公望なども、シュタインの講義を受けていた。参照、1886年1月15日付伊藤博文宛西園寺公望書簡、『伊藤博文関係文書』第5巻（1977年、塙書房）49頁。そこで西園寺は、「スタイン氏頗盛なり。同人講義には小生も甚益を得候」と記している。
- 6) 1887年10月5日付シュタイン宛井田讓書簡（4.2：04. 17-1）。
- 7) 前節註13参照。
- 8) 河島の経歴、活動については、河野弘善『河島醇傳 日本興業銀行初代総裁』（河島醇伝刊行会、1981年）を参照。
- 9) ウィーンのシュタインについては、Wilhelm Brauner, Lorenz von Steins Wirken in Wien（付拙訳）、比較法史学会編『比較法史研究の課題 Historia Juris 比較法史研究—思想・制度・社会①』（未来社、1992年）i頁—xxxii頁。
- 10) この河島建議書は現在東書文庫に所蔵されている（河島醇稿『学制改正ニツキ河島醇ノ建議及本建議ニツキ福岡文部卿九鬼隆一加藤弘之等ノ朱批』（登録番号110/11））。これの詳しい紹介、検討を行っているものとして、土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』（講談社、1962年）414頁以下、寺崎昌男『日本における大学自治制度の成立』（評論社、1979年）33頁以下を参照。また、河野前掲『河島醇傳』62頁以下には、その全文が掲載されているが、これは『盤谷翁・河島醇伝』（第一勧業銀行資料展示室所蔵）なる冊子より転載されたもので、宛名が福岡ではなく、伊藤博文になっているのが注目される。河島が実際に伊藤にも意見書を書き送っていたのかは確認できていないが、彼が伊藤憲法調査団の一員でもあったことを鑑みれば、ここで展開されているシュタインの学説は、河島を通じて直接伊藤の耳に入っていたと考えるのが自然であろう。
- 11) その詳細は別の機会に論じることにはしたいが、大学論がシュタインの学問的営みの駆動力となっていることについては、彼の個人史と絡めて以前にも指摘しておいたことがある。参照、拙稿「ローレンツ・フォン・シュタインにおけるドイツ国家学の形成（一）、（二）・完」『法学論叢』第133巻第1号（1993年）、同第133巻第5号（1993年）。
- 12) 尾佐竹猛『日本憲政史』（日本評論社、1930年）338-9頁。そこではさらに次のように記されている。「一同はホテルへ帰って憤慨したが、河島醇氏が怒って、それならば維也納へ行つてスタイン博士に就いて相談してみようぢやないか、自分は嘗て奥国公使館に居た時に、此人の講義を聞いて知つて居るから、まさかグナイスのやうなことも云ふまい、と云ひ出した」。
- 13) 清水伸『明治憲法制定史（上）— 独逸における伊藤博文の憲法調査 —』（原書房、1971年）37頁。
- 14) 清水前掲書300頁。
- 15) J・ジームス『日本国家の近代化とロessler』（未来社、1970年）34頁などを通じて、ロessler

ラーが「シュタイン学派」に属すると目されることは広く知られている。また、最近の Michael Stolleis, *Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland*, Bd. 2, München, 1992, S. 385ff. もグナイスト、シュタイン、ロesslerの三人を同一のグループに分類している。シュタインとロesslerがその学問形態を共有していることは明らかであるが、彼らの間に、特に日本を巡ってどれほどの連絡があったかは分からない。「シュタイン文書」のなかにはロesslerからの私信は見当たらない。

- 16) 先に引用した尾佐竹前掲書の同じ箇所では、グナイストを紹介した青木がグナイストの冷淡な対応にあって顔を潰したとの記述があり、それを受けて河島がウィーンでのシュタイン行きを提案したとある。また、青木は逆に伊藤からシュタインの講義を受けることを勧められていた。次章で紹介するように、青木は1870年代に桂太郎とともにシュタインの著作に接していたらしいが、彼はそれほどの感銘をそこから受けなかったというのが実際ではないかと思われる。
- 17) 末松謙澄も後に、伊藤のシュタイン訪問は「河島氏が嘗て茲に留学したる関係より思ひ立」ったことと記している。末松謙澄「大日本帝国憲法と独逸」『独逸之現勢 再版』(1913年) 921頁。
- 18) 渡辺廉吉伝記刊行会『渡辺廉吉伝』(1934年) 51頁。
- 19) 1883年7月4日付シュタイン宛渡辺廉吉書簡(4.2:04.96-1)
- 20) さしあたり、前掲拙稿(二・完)、90頁以下参照。
- 21) 1883年11月1日付シュタイン宛渡辺廉吉書簡(4.2:04.96-2)で、渡辺は次のように書いている。「特にお許し願いたいことがあります。貴著『行政学』の一部の翻訳です。我が文部卿のお勧めもあって、私はその翻訳を多大の困難にもかかわらず決心しました。」
- 22) 1884年12月26日付シュタイン宛渡辺廉吉書簡(4.2:04.96-4)。このうち『財政学』第5版の翻訳とは、「松方正義文書」(国会図書館憲政資料室)所収の鶴田雄訳「理財学 ドクトル、ローレンツ、フォン、スタイン氏ノ国債論抄訳 紙幣制論」のことかと思われる。もっとも、これは日本における紙幣制度導入について記された、原著でたかだか3頁ほどの部分の訳に過ぎない(Stein, *Lehrbuch der Finanzwissenschaft*. 5. Aufl., 2. Theil, 1886, S. 208-211.)。
- 23) 1887年5月23日付シュタイン宛渡辺廉吉書簡(4.2:04.96-5)。
- 24) 1884年12月26日付シュタイン宛渡辺廉吉書簡(4.2:04.96-4)。
- 25) 他方で渡辺は、日本の政情、国制改革の実況をシュタインに伝える活動も行っている。まさに日本政府とシュタイン双方の「窓口」として渡辺は働いていたといえよう。

(3) その他の事例

以上、キールの「シュタイン日本関係文書」に現れる「シュタイン詣で」に至る以前のシュタインと日本との関係史を綴ってきた。もとよりこの時期におけるシュタイン思想の継受が以上の叙述で尽きているわけではない。上において記してきたのは、「シュタインにおける日本問題」の生成史とそこに起因する彼と日本人との直接の交流であるが、このほかにも日本人がシュタインの学説を知る機会は種々存在していた。その点を以下に若干書き留めておこう。

まず第一に、翻訳によってシュタインの著作の紹介がいち早くなされたというケースが挙げられる。この場合大きな役割を演じたのが、1881年9月に設立された独逸学協会である¹⁾。イ

ギリス学，フランス学の「暗消」（井上毅）とそれに代わるドイツ学の普及を目指して作られたこの組織を通じて，数多のドイツの法政理論書が翻訳，出版されたのであるが，そのなかにはシュタインのものも数冊含まれていた。荒川邦蔵訳『国理論 全』（*Handbuch der Verwaltungslehre*, 1876. 抄訳）と木下周蔵，山脇玄訳『兵制学』全3巻（*Die Lehre vom Heerwesen*, 1872. 抄訳）がそれである。

次に，当時ドイツに留学していた日本人によってシュタインの学説の習得が試みられた，ということが考えられる。ここに属するものとして桂太郎の例がある。彼は明治8年3月から明治11年5月に帰朝を命じられるまでの間，ドイツ公使館附武官としてベルリンに滞在していたが，この時のものとして『公爵桂太郎伝』には，桂と公使館で同僚だった本尾敬三郎の次のような談話が記載してある。

此の頃，彼の維納の鴻儒スタインの軍事行政を論じた著書が発行せられ，独逸の諸新聞が盛んに批評し，非常な評判となつた。桂公は早速之を購求して読んだが，専門の熟語が多くて，解釈に苦しむ点少なからぬ。因て公は一日青木周蔵を訪ひ，『スタインの著書を購求したが語学の力が足らぬから読めぬ，読んで呉れぬか』と相談した。青木は快く之を諾し，『有名な著書ゆゑ，共に研究せん』と答えたので，桂公は毎日参謀本部から退庁するや，直に公使館に來り，毎夜深更まで青木と共に，スタインの軍事行政論を研究したことがある。公の軍事行政上における智識は，此のスタインの著書に拠りて得たる所多しと思ふ。²⁾

当時ドイツにいた日本人は，オーストリアにあった者たちのように直接シュタインの警咳に接して影響を受けるということは当然なかつた。しかし上の桂のように，書物を通じてシュタインの説を摂取するという可能性は確かにあったであろう。

最後に，当時御雇い外国人として来日していた者を通じてのシュタインの受容というケースが指摘できる。ここで興味深いのは，以下に見られるような後藤新平の述懐である。

ロ氏〔明治9年から13年まで愛知県公立医学校で教えていたアルプレヒト・フォン・ローレツ（*Albrecht von Roretz*, 1846–1884）のこと。後藤は当時医学生として彼に師事していた〕より奥国スタイン氏著衛生行政学中的一篇衛生制度（*Gesundheitswesen*）を示さる。是に於て予は昼夜兼行を以て数宵の間手に字書を放たず此の難解の書の訳読を試み疲憊して終に倒れ倒れて眠に就きたること屢々なりき是れ実に明治十年乃至十二年の頃なりき。〔原文改段〕予は此の時に於て始めて国家なる組織の団体は人体の組織と同一なることを理解し，国家の營養は即ち財政經濟に存することを曉知せり。是れより人体を治

療するの医たらむよりは、寧ろ国家を治するの医たらむとの希望を有せり。³⁾

アルプレヒト・フォン・ローレッツは1875年から1882年まで日本に滞在し、名古屋、金沢、山形などで医療活動や医学教育に尽力した、オーストリア出身の御雇い外国人である⁴⁾。彼はウィーン大学の医学部を卒業しており、おそらく在学中にシュタインの衛生制度上の業績について学ぶところがあったのであろう。そしてシュタインの著書を携えて来日した彼は、それに基づいて衛生行政学の講義を行い、結果的にシュタイン行政学の一端を我が国にいち早く紹介する役割を果たしたことが推察されるわけである。「人体を治療するの医たらむよりは、寧ろ国家を治するの医たらむ」との後藤の弁は、彼の国家思想のみならず、シュタイン行政学のエッセンスをも指し示しているといつてよいだろう。

以上のようにシュタインの学説それ自体は、いくつかのルートを通じて我が国に流入して行く可能性が早くから存在していた。だが注意する必要があるのは、上に記した3つのケースはいずれも、彼の思想の単発的な受容に終わったと考えられることである。筆者が見出し得た資料の範囲内においては、独逸学協会によるドイツ学普及の一環、あるいは桂、後藤などの個人へのシュタインの影響、といった極めて限定的な域内での受容でしかなかったというのが実情だと思われる。この点、次章において考察することになる、「シュタイン詣で」に象徴されるようなシュタインの流行という事態とは一線を画している。

従って総じていえば、この時期において際立っているのは専ら、シュタインの側からの日本人へのアクセスということになる。我々が気づくのは、ウィーンでの日本趣味の風靡に乗じて日本への関心を掻き立てられ、日本の若き外交官たちと接触を持つに至り、やがて彼らを通じて自説を異国の地に広めることを可能とした特異な学者像である。それ故この時期のシュタインと日本との関係を我々は、「シュタインにおける日本問題」の域にとどまるものとして理解し得よう。それはこれから見ていく「日本におけるシュタイン問題」の媒介をなすものではあっても、そこには質的な違いがあった。そこで次にいよいよ「日本関係文書」を使って、「シュタイン詣で」と「日本におけるシュタイン問題」の諸相にアプローチしていくことにしたい。

- 1) 独逸学協会については、何よりも、山室信一『法制官僚の時代 — 国家の設計と知の歷程 —』（木鐸社、1988年）250頁以下を参照。
- 2) 徳富猪一郎編述『公爵桂太郎伝 乾巻』（1917年）357頁。これに対し、最近翻刻された『桂太郎自伝』（平凡社東洋文庫、1993年）のなかには、これに類する記述は認められない。
- 3) 後藤新平「日独学術接近論」『独逸之現勢 再版』（1913年）934-35頁。
- 4) ローレッツについては浩瀚な研究として、田中英夫『御雇外国人ローレッツと医学教育』（名古屋大学出版会、1995年）があるほか、次の文献を参照。但し、いずれにもローレッツとシュタインの

関係に関する記述はない。エリッヒ・ラブル／小形利彦『没後100年記念誌 Dr. Albrecht von Roretz』(1984年), Erich Rabl, Die Beziehungen zwischen Yamagata in Japan und Horn im Waldviertel, in: *Das Waldviertel*, 43. Jg., Heft 4, 1994, S. 395-403.

4 「日本におけるシュタイン問題」 — 本史 —

(1) 「流行子」シュタイン

前章で見たように、シュタインと日本との交流は1870年代の前半にまで遡り得るものであった。しかしそこに認められる事態は、シュタインからの日本へのアクセスとでも呼ぶべき性質のものだった。従って、シュタインの盛名を聞き及び、はるばる海を越えて彼に会いに行くという日本人の姿はまだそこにはない。これに対して本章で扱われるのは、まさにそのような意味での「シュタイン詣で」の展開である。そしてそための貴重なドキュメントとして、「日本関係文書」はある。

キールに残されている書簡から判明する最初の「参詣者」は、1882年（明治15）に憲法調査のためヨーロッパに渡った伊藤博文の一行である。先に引いた福沢の書簡に続く、二番目の日本人によるシュタイン宛書簡は、一行の一員伊東巳代治と当の伊藤その人からのものだからである¹⁾。

当初ベルリンを訪問した伊藤調査団がそこでグナイストに面会、彼から軽くあしらわれ、憤激したという挿話については既に触れた。実際ベルリン滞在時の伊藤の日本への書簡は、自信を喪失し、意気消沈した伊藤の姿を伝えている²⁾。そうしたところ夏季休暇の折りに伊藤は、ウィーン訪問のうえシュタインと会うことを決める³⁾。そこに河島の懇懇があったと考えられることもまた前述の通りである。伊藤のシュタインにかけける期待は大きかった。ウィーンに到着した8月8日に、早くも一行は彼のもとを訪れている⁴⁾。「すばらしく行動が敏活」と評せられる由縁である⁵⁾。そしてシュタインもその期待を裏切ることにはなかった。彼の講説に接し、伊藤はウィーンの地から、「心私かに死処を得るの心地」だと岩倉具視に宛てて書き送っている⁶⁾。また上記の伊東巳代治によるシュタイン宛書簡は、一行が1882年（明治15）11月にウィーンを最終的に離れてからもなお、シュタインを再訪する予定であったことを伝える内容である。一行の「シュタイン惚れ」がいかほどのものであったかを如実に表しているといえよう。

この伊藤憲法調査団の訪問が日本人による「シュタイン詣で」の機縁となった、と考えてよい。以後、ウィーンのシュタイン邸は日本人訪問者によってまさに「千客万来」（早島瑛）の様相を呈することとなるからである。「日本関係文書」などを基に「シュタイン詣で」の概況を以下に年表風にまとめてみよう⁷⁾。

- 1882年 8月8日 伊藤、ウィーンにシュタインを訪問。
 (明治15) 9月18日 伊藤、シュタインから憲法講義受ける(～10月31日)。
 10月 ウィーンを訪れた有栖川宮熾仁親王の一行、シュタインに聴講(4日、7日)。親王、シュタインに旭日二等勲章授与⁸⁾。
 林董、この時親王に陪席してシュタインに聴講。
 11月初 伊藤、シュタインを日本に招聘。
 11月5日 伊藤、ウィーンを後にする。
 木場貞長、末岡精一、ウィーンに留まりシュタインに師事。財政学、国民経済学、行政学を学ぶ。
 11月15日 シュタイン、招聘を辞退。
 12月末 伊藤、パリで後藤象二郎に会う。後藤、この後伊藤の勧めに従い、ウィーンにシュタインを訪問⁹⁾。
- 1883年
 (明治16) 8月 北畠道竜、北尾次郎とともに9月までシュタインの別荘に滞在。教えを受けると同時に「亜細亜の事(仏儒二教のこと)」につきシュタインに伝授¹⁰⁾。
- 1884年 2月 森有礼、シュタインに *On a Representative System of Government for Japan* を送付し批評を乞う。
 (明治17) 4月 三好退蔵と本多康直、2週間ほどシュタインのもとで学ぶ。
 園田安賢、欧米に派遣さる(86年4月帰朝)。この間、シュタインをウィーンに訪問し、警察行政につき教えを受ける。
 9月 末松謙澄、伊藤の紹介状を携えてウィーンにシュタインを訪問するも会えず。
 9月17日 渡辺廉吉、シュタインに宛てて書簡出す。大山巖ら一行の渡欧を伝え、ウィーン訪問時の面会を依頼。
- 1885年 1月22日 浜尾新、欧州に派遣さる(87年8月11日帰国)。この間、ウィーンにシュタインを訪ねる。
 (明治18) 3月 武井守正、シュタインに師事。
 4月 菊池大麓、シュタインと会い、大学論につき意見を闘わせる¹¹⁾。
 6月20日 陸奥宗光、ウィーンに滞在。シュタインの指導受ける(～8月15日)
 6月末 西園寺公望、駐墺特命全権公使としてウィーンに着任。シュタインと交流¹²⁾。
 8月 藤波言忠、シュタインに学ぶ。帰国後この時の講義を天皇に進講

「日本におけるシュタイン問題」へのアプローチ（瀧井）

- (87年12月から翌3月まで)。
- 11月 三島通庸, シュタインに会う。
服部一三, シュタインより教育制度につき教えを受けんと欲するも叶わず。
- 1886年 (明治19) 2月25日 松方正義, シュタインのもとに加藤斉(大蔵省銀行局長)派遣し, 興業銀行についての意見を聴取。
7月 西郷従道渡欧(～87年6月)。この間シュタインに会う。
7月26日 谷干城, 柴四朗と道家斉を伴ってシュタインの講義を受ける(12月12日まで計34回に及ぶ)¹³⁾。
10月 井上哲次郎, 「万国東洋学会」出席のためウィーン訪問の際, 伊藤の紹介状を持って鳥尾小弥太とともにシュタインに会う¹⁴⁾。
- 1887年 (明治20) 1月 乃木希典, ドイツ留学に出発(～88年6月)。この間シュタインに会い, 体育教育につき意見を交す¹⁵⁾。
1月4日 黒田清隆, 1月19日までシュタインに師事¹⁶⁾。以後, 日本から重ねて欧州情勢につき諮問。
2月11日 小松宮彰仁親王, シュタインの講義を受ける(～同月21日)¹⁷⁾。随員の三宮義胤, 宮中儀式につき学習するためウィーンに留まる(～5月31日)。
5月初め 京極高德, 華族同方会の面々とシュタインを訪問。
7日, その礼を述べると同時に延喜式を届ける。
5月23日 石黒忠恵, 渡欧に際し, 衛生制度についてシュタインから教えを受けることを欲する。
7月 海江田信義, 伊藤の紹介で丸山作楽, 丸山正彦, 曲木高配(通訳, 後に有賀長雄に代わる)とともにシュタインの講義を受ける(～翌年1月)。
松岡康毅, シュタインのもとで行政裁判手続きを学ぶ(～8月27日)。
7月末 野田豁通, 軍制につき教えを受ける。
9月 湯地定基, 北海道行政について教示を受ける。
10月 岸小三郎, ウィーンで法学と国家学を学ぶため渡欧。
10月～ 河島醇, シュタインを再訪。予算制度, 租税制度改革について教えを乞う。
10月18日 エルンスト・フォン・シュタイン来日(～翌年5月26日)。
- 1888年 4月 東京日日新聞の関直彦, 伊藤の紹介でシュタインに師事。

- (明治21) 5月 吉田作弥, ウィーンでシュタインの指導を受けた後, ハーグに発つ。このときの教えをもとに1890年, ボン大学に学位論文 *Geschichtliche Entwicklung der Staatsverfassung und des Lehnwesens von Japan* を提出。
- 6月25日 松平正直, イギリスよりウィーンでのシュタインの教導に謝辞述べる。
- 9月 渡辺昇, シュタインに会いにウィーン訪問。財務行政について教示を受ける。
- 10月22日 石田英吉, シュタインから国家学の講義受け, 帰国。
- 1889年 1月 奈良原繁, 欧州の鉄道制度取り調べのためシュタインを訪問。
- (明治22) 6月頃 山県有朋の一行, シュタインを訪問。
- 7月頃 林三介, 船越衛, 村松守義らシュタインのナショナリズム論聞き感銘受ける。
- 8月中 三菱汽船の荘田平五郎と報知新聞の藤田茂吉, シュタインを訪ねてウィーンを訪問。
- 9月29日 陸軍少佐川口武定, 軍部の経理についてシュタインの教えを受けるため, 北畠の紹介状を持って渡欧。
- 10月 村田保, シュタインの教え受ける。
- 11月27日 金子堅太郎の一行, 憲法の英訳を携えてシュタインと会い, 感想求める。
- 11月30日 渡辺昇, シュタインに久保田譲(文部省会計局長)を紹介「政府之命ニ依リ貴国学校経済之事項取調之為出張相成候」。
- 12月16日 有栖川宮威仁親王, シュタインと会い, その講説を聴く¹⁸⁾。
- 冬～翌3月 金井延, シュタインから社会問題について教えを受ける。
- 1890年 1月12日 シュタインに師事していた中橋徳五郎, ウィーンを去る。
- (明治23) 8月15日 嘉納治五郎, シュタイン家を訪問。
- 9月23日 シュタイン死去。

現時点で筆者が明らかとし得る「参詣者」の顔触れは以上の通りである。だがこれだけでも本稿冒頭で引用した、「欧州視察に行く者, 博士に面会せざれば, 有馬に行つて温泉に浴せざるの心地したり」との林の評が実感できるだろう。

「シュタイン詣で」への熱い思いを物語っているものとして, 陸奥宗光による一連の書簡がある¹⁹⁾。西南戦争の際に政府転覆計画に加わつたとして獄中であつた陸奥は, 出獄の後, 政府

関係者の勧めで「欧州諸国の憲法、行政法の学習」のため洋行する。彼は主としてロンドン、ベルリン、ウィーンに滞在して研鑽を積むのであるが、当初から主眼としていたのは、伊藤の勧めに基づく、ウィーンにおけるシュタインの講義であつたらしい²⁰⁾。ウィーン訪問の前年にロンドンから発した書簡では、既に陸奥の心はウィーンのシュタインのもとに飛んでいる様が看取される。1884年（明治17）9月に彼は来年の長期滞在に先んじて、年内にウィーンを訪れたい旨告げ、2、3週間ではいから一日数時間自分のために講義をお願いできないだろうか、と頼んでいる²¹⁾。これに対してシュタインは病気を理由に年内の講義は無理と返信するが、陸奥はそれならば、ということで来年の春にはお会いしたい、とはやる気持ちを抑えきれずに認めている²²⁾。結局春からのウィーン行きも叶わず、彼はまずベルリンに向かい、そこで学習を続けることになるのだが、そこにも彼の急ぐ気持ちをなだめるシュタインの助言があつた。1885年（明治18）4月にベルリンから発せられた書簡でも陸奥は、心ここにあらず、という呈で次のように記しているのである。「できるだけ早くあなたとお目にかかりたいのですが、御指示に従って、6月の終わりまでここに居ることにします」²³⁾。6月にやっと願い叶ってシュタインの指導を受け得るに至った時の陸奥の姿勢は驚嘆すべきものがあつた。身近にいた西園寺公望は伊藤に宛てて書いている。「同氏の勉強は実可驚」と²⁴⁾。講義の余韻はウィーンを離れてしばらく続いた。積み残された疑問について質問し、講義ノートの校訂を依頼し、さらに今一度拝眉の上教を請いたいと希望している²⁵⁾。

このような陸奥のケースは特異な例かもしれない。だが、後に『東京日日新聞』をとりしきることになる関直彦が、「あなたの御高名を聞き及び、お目にかかりたい一心で数日前に当地〔ウィーン〕にやって参りました。お会いしていただけるならばどうか日時をお知らせ下さい。伊藤伯の紹介状を同封いたします。御返事をお待ちしております」²⁶⁾と記していることや、寺田勇吉のようにシュタインと一面識もないにも拘わらず、日本からわざわざ、「既に年久しく私は、ウィーンを訪れ、あなたの世界に名だたる講義を聴講することを念じているのですが、今もって叶えられていません」²⁷⁾と発している者のいることを考え合わせると、この時期日本で広まっていた「シュタイン熱」が推し量れるであろう。

実際、シュタインの人気は実に幅広い層に浸透していたということが出来る。上の年表を瞥見した時、何よりも我々の目を引くのが訪問者の面子の多彩さである。伊藤、黒田、山県ら政府の要人たちをはじめ、金子堅太郎、三島通庸、渡辺昇といった当代の著名官僚、川口武定、鳥尾小弥太、乃木希典などの軍人連、学者として有賀長雄、金井延、末岡精一といった人々、そしてさらには北畠道龍のような宗教家や荘田平五郎のような実業家、はては一介の学生まで。つまり公人、私人を問わない実に多様な日本人がシュタインの門を叩いているわけである。そのような多様性は、同時に訪問者の政治的立場についても指摘できる。この時期の政府指導者層は決して一枚岩とはいえなかったが²⁸⁾、そのようななかであって、当時の政府関係者がこ

ぞってシュタインとコンタクトをとっていたという事実は注目に値する。伊藤、黒田、谷、山県などは同じく政府部内にあったとはいえ、その政治信条は必ずしも同一ではなかった²⁹⁾。けれども、彼らはシュタインに大きな信頼を寄せていたという点で異ならない。また、目を政府外に転じてみても、自由党の領袖後藤象二郎、福沢門下で民権派の論客藤田茂吉のような、在野にあって政府と敵対していた者も「参詣者」のなかに見出すことができる。

かようなシュタイン人気の底辺の幅広さを物語る別の挿話がある。本稿冒頭で引照した『東京日日』の記事の末尾に、次のようなエピソードが記載されている。

因に記す当日人あり。同館会場に來りて、某は陸軍憲兵二等軍曹にて宮下今朝松といふ、某いまだスタイン翁と一度も面を合せし事なしと雖も、翁が著書と云へば如何なるものたるを問はず、必らず其訳書に就てこれを閲し手に卷を積かざるに至れり、然るに思ひきや此度の訃音に接し一碩儒を失ふこと我れ人ともに惜みて猶余りありといふべし、偶^{たまた}ま今日此挙あるを聞き、翁と一面識もなき身を以て此会場に臨むは近頃如何はしき儀なれども、生前翁に欽慕の情已むこと能はず、無礼を顧みずして遂にここに至る、願はくは微心を察せられよ、と誠心面に頭はれたれば、いづれも感嘆の余り異議なく臨場を許したりと云へり。翁も泉下に此の如き知己を得たるを喜ぶなるべし。

林董は伊藤の渡欧が機縁となって、シュタインは「一時日本人間に流行子とな」ったと記しているが、上記宮下のような彼の「追っかけ」が出現したあたり、「流行子」としてのシュタインの面目躍如というべきか。実際、この頃の百科事典や大衆誌の類を見ても、シュタインについて特別に紙数を割いているものがあり³⁰⁾、当時の読書界一般にも彼の名が普及していったことが分かる。宮下のような熱烈なシュタインのファンが生まれ、彼の存在が「偶像」化されて「シュタイン詣で」の如き現象が成立するに至ったことには、そのようなメディアを通じて、読書人の間で広く醸成されていたシュタインの盛名があったであろう。

だが彼の令名の「功德」に対する信仰が最も甚だしかったのは、何といっても政府高官の間においてであった。既述のように、政治的立場の微妙な差違にかかわらず、伊藤、黒田、山県のような実力者がシュタインの感化を受け、彼に心酔していた。だがシュタインの偉効を求めたのは彼らだけに限られない。シュタインと直接会うことはなかったとはいえ、井上馨や松方正義、山田顕義のような人物も人を介して彼から意見を聴取している。すなわち1885年（明治18）3月12日付け書簡³¹⁾で、三好退蔵は現下の日清関係についてのシュタインの見解を質し、それを井上に電報で送ってもらいたい旨告げているし³²⁾、司法卿だった山田は、同じく三好を通じてシュタインに訴訟法教科書の執筆を依頼している³³⁾。また、松方は興業銀行の設立のため、書簡で重ねてシュタインに諮問を行っている。彼がシュタインの見解をどれほど重んじて

いたかは、1886年（明治19）2月に彼のもとへ人を派遣するに至っていることから推察されるが³⁴⁾、松方はさらに直截に、シュタインへの信頼を次のように書簡で語っている。

日本の財政は徐々に正常な歩みへと戻りつつあります。しかし楽観はできません。あなたの覚え書き〔1885年（明治18）6月24日、シュタインは松方に通貨問題についての覚え書きを送付している〕を翻訳して、それとじっくり取り組んだ後、さらにあなたのお考えを実務に供するよう努める所存です。そしてこれからも、何かあなたに御相談したい重大な案件が持ち上がったときには、大いに御教示いただけるようお願い申し上げます。³⁵⁾

このように見てくると、この頃の政治実力者と目されていた人物は皆何らかのかたちでシュタインの影響を被っていたといつてよいだろう。そのことは、次に掲げる渡辺廉吉の書簡のなかの一節が明瞭に物語っている。渡辺は、政府部内におけるシュタイン学説の流布を記して、それを「福音」とまで形容する。

私の最も喜びとしているところは、あなたの御尊名が日に日にここ日本において、一般に知られていっており、「シュタイン思想」の普及が進んでいっていることです。ヨーロッパを視察旅行する政治家は皆、怠ることなく、一度はあなたを拝顔する栄を願い、あなたの高名な学説を享受せんとしています。例えば、黒田、谷、西郷の各大将、その他三好氏や陸奥氏等々がそうです。これら諸氏は、帰国後、あなたの福音（Evangelium）を広め、そして極めて著名な学者と知己になれたことを誇りに感じることでしょう。³⁶⁾

この「福音」は、政府の指導者層の間での貴重な権力資源であった。伊藤博文は政敵であった元田永孚に自己の講義録を貸与し、その懐柔を試みているが³⁷⁾、そのようにして指導者たちの間では、シュタインを媒介とする権力のネットワークすら成立していたのである。

シュタインの名は宮中にまで鳴り響いていた。侍従藤波言忠は天皇の名代としてシュタインの講義を受け、帰国後自ら天皇に進講している。『明治天皇紀』はその模様を次のように伝える。

曩に欧米諸国に差遣せられし侍従子爵藤波言忠帰朝し、澳地利国に於て学習せる憲法学を進講したてまつる。言忠の欧州に在るや、帝室御厩及び牧畜の事を調査すると共に、澳地利国の博士スタインに就きて憲法及び国家学を修む。蓋し宮内卿伯爵伊藤博文の特に囑する所にして、帰朝後天皇に進講したてまつらんとするなり。スタイン進講の意を以て、特に稿を起し、言忠のために日々之れを講ず。数月に互り憲法及び国家学より帝王治国の要に及び、懇切反復、盡く通曉するにあらずんば則ち止まず。言忠、同行の新山莊輔を訳官

とし、孜々として之れを学ぶ。精励度に過ぎ、遂に病を得るに至る。是の日〔明治20年11月8日〕言忠帰朝す。天皇御座所に召して謁を賜ひ、其の勞を犒ひたまふ。是れより言忠侍従として御内儀に出入するを聴され、当番上直の夜を期し、午後九時三十分より約一時間、其の学べる憲法及び国家学を其の講義筆記に就きて進講したてまつる。天皇、皇后と聴講し倦みたまふことなく、意に会せずんば幾度か之れを質させたまふ。回を重ねること三十三回、年を越えて漸く終る。〔中略〕曩に伊藤博文の憲法を攻究せんとして欧行するや、主としてスタインに学び、深く之れに親炙す。当時独逸に遊ぶ我が政治家及び学者にして其の門を叩かざる者なし。在朝政治家及び独逸憲法学者の仰いで以て宗とする所なり。然れども天皇の親しく其の学を組織的に聴きたまふは蓋し之れを以て最初と為す。³⁸⁾

藤波がシュタインに報じているところによれば、天皇はこの進講によって、「帝国憲法の制定が極めて重要であることを認識された」という³⁹⁾。かくて彼の威光は、国家的正統性の中枢にまで及んでいたのである。

以上のように見てくると、明治中期にあってシュタインの名は、我が国の公的空間の隅々にまで行き渡っていたということが許されるだろう。そしてことここに至ったとき、次のような問いが浮かび上がってくる。すなわち、彼のいかなる部分がアピールして、当時の日本人の間でかくも広範な彼の流行が招来されたのか、ということである。そこで次に我々は、「参詣者」たちに与えた彼の講義の性格へと視点を移そう。

- 1) 1883年2月21日付シュタイン宛伊東巳代治書簡(4.2:04.22-1)、1883年3月14日付シュタイン宛伊藤博文書簡(4.2:04.21-1)。
- 2) 例えば、伊藤は1882年8月4日、山県、井上、山田に宛てて、「小生に在りては、殊に浅学而已ならず、独逸の文語をも不解よりして、尤困難なる訳に御座候」と書き送っている(『伊藤博文伝中巻』282頁)。青木周蔵も一行がベルリンを後にしてから、伊藤の様子を品川弥二郎に次のように書いている。「第一解独語者無之、次而沈重取調事務に堪ゆる者亦太少く、参議も前後浩嘆之様子に相見、氣之毒に奉存候」(1882年10月15日付品川宛青木書簡、『品川弥二郎関係文書①』(山川出版社、1993年)174頁)。
- 3) 前掲山県、井上、山田宛伊藤書簡(『伊藤博文伝 中巻』283頁)。
- 4) 8月9日付の岩倉宛の書簡が『伊藤博文秘録』に残っている(290頁以下)。そこで伊藤は「昨日スタインニ一面識仕候」と記している。
- 5) 吉野作造「スタイン・グナイストと伊藤博文」『改造』1993年2月号60頁-77頁、62頁。
- 6) 1882年8月11日付岩倉具視宛伊藤書簡(末松謙澄「伊藤公の欧州に於ける憲法取調顛末」『国家学会雑誌』第26巻第12号(1912年)1869頁-1880頁、1874頁)。
- 7) 以下の表の作成は、特に注記している場合を除いて、「シュタイン文書」に基づいている。
- 8) 『熾仁親王行実 下』(1929年)143頁以下。梅溪昇編『明治期外国人叙勲史料集成 第1巻』(思文閣出版、1991年)358頁-361頁にシュタイン叙勲の裁可願いが収録されている。

- 9) 大町桂月『伯爵後藤象二郎』(1914年) 537頁以下。なお、同書にはシュタインの写真と称するものが掲げられているが(536頁)、これは別人である。
- 10) 北島道龍『天竺行路次所見』(『明治文化全集第7巻 外国文化篇』所収) 498頁以下、並びに516頁以下。
- 11) 4.2 : 04. 33。カタログでは Kikuchi, W. と表記されているが、これは書簡末尾の署名 Kikuchi, D. の誤読である。
- 12) 1885年7月3日付伊藤宛西園寺書簡、『伊藤博文関係文書』第5巻46頁。
- 13) 堀口修「谷干城とシュタイン講義—特に柴四朗の講義録を中心として—」『中央大学大学院研究年報』第10巻第2号(1981年) 235頁-250頁。
- 14) 「井上哲次郎氏鳥尾中将と共にスタイン氏を訪ふ」『国家学会雑誌』第1号(1887年) 51頁-54頁。
- 15) 前掲『須多因氏講義』458頁。
- 16) 「スタイン氏講述筆記」黒田清隆『環游日記 下』(『明治欧米見聞録集成 第7巻』(ゆまに書房, 1987年)) 163頁以下所収。
- 17) 小松宮彰仁親王「スタイン氏講義聞書」, 国立国会図書館憲政資料室所蔵『憲政史編纂会収集文書』114。
- 18) 『威仁親王行実 上』(1926年) 195頁。
- 19) 陸奥とシュタインとの関係については次を参照。萩原延寿「陸奥宗光紀行」『日本の名著第35巻 陸奥宗光』(中央公論社, 1973年), 上野隆生「陸奥宗光講義ノート」『金沢文庫研究』第291号(1993年)。
- 20) 1884年10月15日付シュタイン宛陸奥書簡(4.2 : 04. 55-2)。
- 21) 1884年9月27日付シュタイン宛陸奥書簡(4.2 : 04. 55-1)。
- 22) 前掲註(20)のシュタイン宛陸奥書簡。
- 23) 1885年4月28日付シュタイン宛陸奥書簡(4.2 : 04. 55-4)。
- 24) 前章(2)註(5)の伊藤宛西園寺書簡。
- 25) 1885年9月8日付シュタイン宛陸奥書簡(4.2 : 04. 55-5), 同年10月1日付同書簡(4.2 : 04. 55-6), 同年12月7日付同書簡(4.2 : 04. 55-7)。
- 26) 1888年日付無しシュタイン宛関書簡(4.2 : 04. 73-1)。
- 27) 1888年10月9日シュタイン宛寺田書簡(4.2 : 04. 88-1)。
- 28) 御厨貴『明治国家形成と地方経営』(東京大学出版会, 1980年)。
- 29) 谷はシュタインの講義を受けて帰国後、政府批判を行って下野している。参照、堀口前掲「谷干城とシュタイン講義」。
- 30) 『実用教育新撰百科全書 第22編』(博文館, 1889年)に、彼の略伝(「ローレンツ, スタイン氏小伝」5529頁-5534頁)並びに肖像が載っている。
また、当時の代表的な総合誌『国民之友』第64号(1889年)にも、河島醇の編になるシュタインの『憲法及行政法要義』(集成社, 1889年)の紹介記事が掲載されており、「スタイン博士の名は文明国到る処に隠れ無し。殊に我が国に其崇拜者の至つて多きを見るなり」と記されている(489頁)。
- 31) 4.2 : 04. 49-6
- 32) 周知のように、前年の12月4日に甲申事変が起こり、日本は朝鮮問題を巡って清国と緊張関係にあった。その処理のため、この年の4月に日清間で天津条約が結ばれている。シュタインの発した意見書は見当たらないが、これとおぼしきものを逐一検討した覚書きが、伊藤博文編『秘書類纂 朝鮮交渉資料 上巻』に、「読斯丁辺氏意見書」として残されている。なお、シュタインはこの問題に関して、*Allgemeine Zeitung* 紙に以下の論説を寄せている。Chinesisch-japanischer

Konflikt auf Korea, in: *Allgemeine Zeitung*, Jan. 9., S. 125f.; Die Verhältnisse zwischen Japan, Korea und China, in: *a. a. O.*, Feb. 11., S. 606; Zum Abschluss des Konflikts zwischen Japan und Korea, in: *a. a. O.*, März 14., S. 1076; Der Vertrag von Tien-tsin zwischen Japan und China vom 19. April, in: *a. a. O.*, Jun. 30., S. 2 617f., Jul. 2., S. 2649f., Jul. 19., S. 2905f.

- 33) 1884年10月14日付シュタイン宛三好書簡 (4.2 : 04. 49-4)。シュタインの訴訟法講義としては、松岡康毅訳『澳国碩儒スタイン氏訴訟手続大意講義』(司法省, 1888年)があるが、これが本文にいう、山田の依頼によって著された訴訟法教科書のことなのか明らかでない。なお、伊藤博文の『秘書類纂 法制関係資料 下巻』に1887年5月末の日付のある「スタイン氏日本訴訟法ニ関スル意見」が収録されているが、これは渡辺廉吉によって酷評されている。
- 34) 1886年2月25日付シュタイン宛松方書簡 (4.2 : 04. 45-2)。
- 35) 1885年11月27日付シュタイン宛松方書簡 (4.2 : 04. 45-1)。
- 36) 1887年5月23日付けシュタイン宛渡辺書簡 (4.2 : 04. 96-5)。
- 37) 元田がシュタインに関心を寄せていたことについては、元田自身が伊藤に次のように書き送っているのを参照。「スタイン純理論不用に候は、返壁仕候様承知仕候。然処右之御本は御支に無御坐候は、拝領仕度奉存候へ共、御用本に候得は素より返上可仕、然し今暫らく留置返上仕度御猶予奉願候」(1884年7月10日付伊藤宛元田書簡、『伊藤博文関係文書』第7巻, 361頁)。「純理論」とは、憲法調査の際に伊藤が記録したシュタインの講義録「純理釈話」(国立国会図書館憲政資料室所蔵『伊東巳代治文書』44)のことであろう。
- 38) 『明治天皇紀』第6巻(吉川弘文館, 1971年) 840頁。
- 39) 1888年10月3日シュタイン宛藤波書簡 (4.2 : 04. 6-11)。また、新山莊輔の1888年4月24日付エルンスト宛書簡 (4.2 : 04. 61-15)によれば、天皇の一時着用していた絹の夜着がシュタインに進呈されている。宮中におけるシュタインの人望を窺わせるエピソードである。なお、藤波とシュタインについては次も参照。堀口修「侍従藤波言忠とシュタイン講義 — 明治天皇への進講に関連して —」『書陵部紀要』第46号(1994年) 35-53頁。

(2) 講義の風景

一言で言って、前節で瞥見した「参詣者」の顔触れと同様、シュタインが彼らに対して行った講義の内容も極めて多彩なものであった。それは時として、人によって自在に説を変えするという印象を聴講者に抱かせるものですらあったらしい。経済学者金井延はシュタインの一周忌を記念して催された講演会の席上、次の如く述べている。

所がスタインに欠点が一つある。即ち何かと言ふと人物としての欠点です。何かと言ふとスタインと言ふ人は余り上手者であるです。非常な上手者である。と言ふのは誰に向つても宜いやうに話をするです。それも宜しい、………交際に長けたる者であると言へばそれで宜しいですが併ながら自分の説を話す人によつて違へることがあるです。それは本統に変じて仕舞つた説ならば勿論宜いですが………然うで無い、同じ時に聴くにも人によつて随

分違える。〔中略〕即ち伊藤伯に向つては甲と言つても私には乙を言ふやうな風です。¹⁾

金井は続けて、このようなシュタインの性格を、「要するに非常の人物、……尤い人物で、唯だ書物計りを読んで書物と首ツ引きをして居る純粹の学者ではない、世の中の実際に携つて仕事する人物としてもナカナカ喰へない人間であつたと言ふことが云へる」²⁾とフォローしているが、とにかく彼の言に従えば、シュタインの思想なり国家学なりについて、日本人がそこから何か共通の理論やイメージを汲み取っていたのかは疑わしくなる。

実際、前記の「シュタイン詣で」年譜を眺めてみれば分かる通り、彼に会った者のなかには、憲法論のみならず、国家学上の様々な主題について教示を受けていた人が散見される。軍部の編成やその経理といった軍制論、皇室経済や皇位継承などの宮中制度、大学論、衛生制度、不動産銀行の設立、鉄道問題等々の内政上の多岐に渡るトピック、そしてさらには外政上の指示に至るまでの百科全書的内容を彼の講説は含んでいたのである。これらに関するシュタインの言説を詳論し、その国家学の具体像を提示する作業は別の機会に行いたい。ここでは日本人宛の講義に際してシュタインが示した「姿勢」に絞って幾つの特徴を摘出し、彼が当時の日本人の間で博した人気を慮るよすがとしよう。

シュタインの講義風景を彷彿とさせる証言は幾つか残っている。まず前述の金井の講演中から引いておこう。

先生元来甚だ言葉に富んで居る人でありまして話好きなのです。それで人にあつても得意の話をし、殊に専門の話ならば時の移るも忘れて長くやつて居る、話が済んで後に漸く「是は悪い事をした、復た医者に叱られる」と言つて後悔をするやうなことが往々あつたのです。³⁾

シュタインの弁舌の巧みさについては、ウィーン大学で彼の同僚であったカール・メンガーの証言もある⁴⁾。そのようなシュタインの「話好き」ということによって、多くの日本人が彼の言葉の「洗礼」を受けて、彼の教説に感化されていったと見ることができる。例えば林董はシュタインと会う以前に、「当時学者界にては、博士を以て法螺吹き学者と評する者多かりし」との風説があつたことを伝え、彼の講義を眉唾物と警戒していた模様であるが、一旦その講説に接するに及び、「政治学上の事実の字義、起源、沿革を説くことの、該博にして明瞭なるには敬服せり」と感じ入っている⁵⁾。

シュタインの講義が上のような彼自らの雄弁によって成り立っていたことは疑いが無い。だが、そのことは彼が日本人に対して常に、講壇の高みから一方通行的に言葉を投げかけていたことを意味するものでもない。各種の記録によれば、両者の間にはしばしば問答の応酬が繰り

返されていたことが分かる⁶⁾。そしてそのようにして理解の深化を図ることが、シュタインの講義方針でもあった。また彼は時として聴講者に試験を課すこともあったらしい⁷⁾。海を越えてやって来た日本人たちに、自己の国家学の精髓を伝授しようとする彼の熱意が窺える。

シュタインは日本人の師たることに満足するばかりでもなかった。逆に彼は、自分のもとを訪れる日本人から日本のことを聞き出すことを常に欲していた。かつて北畠道龍に彼は、仏教並びに儒教についての教えを乞い、「昼は我れ師の為めに話すべし。夜は師我が為めに話せられよ」⁸⁾と語っていたが、そのような姿勢は反復して認められるものである。法を国民精神の発露と捉える歴史法学的思考に基本的に与していた彼は⁹⁾、日本の立法や国制はその歴史と文化に根ざしたものでなければならない、と繰り返し弁じ立てていた。それ故、シュタインにとって、日本史と日本人の宗教生活の理解は、講義の前提として不可欠なものだったのである。加えて、彼の比較法学的視野が日本法史への関心を惹起してやまなかったこともあり、日本人からその方面の知識を得ることを彼は願っていた¹⁰⁾。しかし、当時の日本人は往々にして自国の歴史に無頓着であり、そのことが彼を慨嘆させている。それは例えば次のような苦言となって現れている。

近時貴国人ノ此土ニ来リ余ヲ過訪スルモノ亦多シ。而シテ談率ネ国家学ニ渉ラザルハナシ。凡ソ是等ノ人皆欧州各国ノ制度法令ニ通曉シ其利害得失ノ研究ニ明カナルモノ、若シクハ将来是等ノ研究ニ従事セント欲スルモノニシテ他日施設ノ材料ヲ得ント欲スルノ希望ハ誠ニ嘉スベク貴ブベシト雖モ、試ニ是等ノ人タニ向ヒ本国ノ事実ヲ挙ゲ古ニ徴シ今ニ考ヘンコトヲ求メ、且ツ維新前後政治風俗法律経済ノ変遷及文学美術貨幣等ノ状態ヲ問フニ茫乎トシテ答フル所ヲ知ラザルモノ甚ダ多キガ如シ。余深ク貴国ノ為ニ之ヲ惜マズンバアラズ。抑モ国家学ハ空論ヲ以テ講究スベキモノニアラズ。本国ノ事実ヲ知ラズシテ之ヲ他国ニ求メントスルモノハ、是其研究ノ基礎ヲ欠グモノナリ。¹¹⁾

シュタインの目には、日本人たちが遥々ヨーロッパまで来てやっていることは、彼の地の諸法制の機械的な習得でしかないと映じた。そのようにして成り立った日本法は外国法の引き写しでしかないであろう。彼は、「日本ニ於テ設クル所ノ諸規則ハ概ネ英、独若クハ仏ノ一国ニ偏シ恰モ其ノ国ノ法ヲ全部日本ニ移シタルニ異ナラサルモノ多シ」と論難し、そのような目的でヨーロッパに渡って来る「日本ノ学徒ハ徒ニ貴重ノ光陰ヲ費シテ無益ノ学問ヲナスモノト云フヘシ」と手厳しい¹²⁾。

だがこのことは裏を返せば、西洋に対する引け目を感じていたに違いない、当時の日本人に深い感銘を与えたであろうこともまた疑いがない。同時に彼は、「日本政府蓋ソ奮ヒテ日本ノ学派ヲ隆興セサルヤ」とも高唱している。それは次のようなものを意味していた。

其ノ講義タルヤ唯講堂一室ノ講義ニアラス。宜シク之ヲ古来ノ日本ノ歴史ニ徴シ、之ヲ現今ノ実況ニ照シ、且ツ広ク歐羅巴ノ学問ニ涉獵シテ之ヲ教授セサルヘカラス。¹³⁾

このように、自国の歴史に対する省察が学問の根幹にあり、その上にヨーロッパの知識を接ぎ木していくべきことを彼は説いていたのである。それというのも、「凡ソ国家経綸ノ術ヲ講明セント欲スルモノハ先ツ其本国ヲ知ラザル可ラス」¹⁴⁾との考えが根本にあったからであった。

シュタインの講義のテーマは先述のように多方面に分散しているが、そこには一貫して上に見られるような、異国日本への国家学の伝播に寄せる彼の熱意と、自国の歴史を通じて日本人としての自意識の涵養を図り、もって西欧を中心とする外国勢力と対峙していくべきであるとのコンセプトが流れていることに気付かされる。特に後者は彼のもとを訪れる「参詣者」たちにとって大きな意味を持っていたであろうことは想像に難くない。松岡康毅などはシュタインの講義を受けた感動を次のように語っている。

嗚呼、親愛なる先生！先生は何と私に対して好意的で御親切だったことでしょうか。先生の御教示して下さった民事訴訟や行政裁判のお話はどれも何と興味深いものだったことでしょうか！けれども、何よりも興味深かったのは日本の将来についてのお話でした。¹⁵⁾

日本の歴史を語り、その将来を論ずシュタインの説法は、訪れる日本人を鼓舞してやまなかったに違いない。そしてそのような西洋人とヨーロッパの地で邂逅し得たことは、多くの日本人にとってナショナリズムへの開眼をもたらすものであったろう。後に伊藤博文も、シュタインに憲法の発布を知らせる書簡において、次のように記している。この憲法は、「いかなる点においても、他のあれこれの憲法の単なる模倣ではなく、「徹頭徹尾日本的なもの」なのである、と¹⁶⁾。

1) 「スタイン先生の一週忌」河合栄治郎編『金井延の生涯と学蹟』（日本評論社、1929年：初出「六合雑誌」明治24年12月号）476頁-494頁、493頁。

2) 同上494頁。

3) 同上477頁-478頁。

4) Vgl. Carl Menger, Lorenz von Stein, † 23. Sept. 1890, in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, 3. Folge, Bd. 1, 1891, S. 193-209.

5) 前掲『後は昔の記』213頁-214頁。

6) その典型的な姿は海江田の『須多因氏講義』に見ることができる。

7) 1883年11月8日付の書簡で、末岡精一は財政学、国民経済学、行政学の試験を来月に延期してもらいたい旨、述べている（4.2:04. 81-1）。

8) 前掲北畠『天竺行路次所見』516頁。

- 9) 「歴史法学」徒シュタインについては、前掲拙稿「ローレンツ・フォン・シュタインにおけるドイツ国家学の形成」を参照。
- 10) シュタインには日本法史についての独立の論稿がある。Studie zur Reichs-und Rechtsgeschichte Japans, in: *Oesterreichische Monatsschrift für den Orient*, 13. Jg., 1887. S. 1-9. 拙訳「日本帝国史および法史の研究」『JURISPRUDENTIA 国際比較法制研究』第4号（ミネルヴァ書房，1995年）54頁-73頁。
- 11) 澳国斯丁因博士『国粹論』（国立国会図書館憲政資料室所蔵『憲政史編纂会収集文書』115）「緒言」。頁付けなし。
- 12) 子爵藤波言忠筆記『スタイン博士講話録 坤』（宮内庁書陵部所蔵）。頁付けなし。
- 13) 同上。
- 14) 前掲澳国斯丁因博士『国粹論』「緒言」。そのような視座は彼の講義に一貫して認められる。例えば、後にウィーンの日本文学館勤務となる吉田作弥は、当初シュタインのもとで哲学を学ぶことを欲していたが、彼の勧めで日本法史の研究に転じている。参照、木村匡『井上毅君教育事業小史』（忠愛社，1894年；復刻版国書刊行会，1981年）10頁。
- 15) 1887年10月11日付シュタイン宛松岡書簡（4.2：04. 46-1）。
- 16) 1889年3月1日付シュタイン宛伊藤書簡（4.2：04. 21-8）。

5 お わ り に

明治14年の政変から明治23年の国会開設までの時期は、「維新の第二期」と形容され、憲法を中心とする明治国家体制の確立期であったといわれる¹⁾。まさにこの時期を通じて、一人のドイツ＝オーストリア人のもとに日本の政治エリートたちがひっきりなしに訪れていた。彼らはその教えを「福音」と見なし、死後、その死を悼んで「神のように」祭ったという。このドイツ＝オーストリア人とは、一体当時の日本にとっていかなる存在だったのか。本稿はこの問いに直接答えるものではなかった。むしろ、この問いがはらんでいるインプリケーションを、キールのシュタイン文書など従来十分に活用されてこなかった諸資料を通じて炙り出すことが主眼であった。これまでの論述を通じて、明治中期の政界や思想界を席卷したと伝えられる「シュタイン詣で」、並びに「日本におけるシュタイン問題」の諸相をある程度明るみに出すことができたと思う。そのようにして筆者は、一人の国家学者と明治中期の我が国との関係について、幾つかの論点を提示することに努めてきた。

他方で第1章で明記しておいた如く、筆者はこの歴史現象に、明治国家形成の一つのエートスが貫流しているのではないかと関心を寄せている。そこで稿を閉じるに当たって、反復になる部分もあるかもしれないが、両者の交渉史の特色を摘記し、今後の研究の課題を確認しておきたい。

まず本論の叙述から明らかなことは、通常言われているような伊藤博文の憲法学上の師、というイメージには到底止まり得ないシュタイン像である。彼のもとへ集った人々は、彼から多

彩な講話を聴くことができた。それは国家の活動全般を包含するものであり、その意味で、憲法の相対化、少なくともそれを国政の全体的な連関のなかで捉え直すという考えを、当時の日本政府の要人たちに与えたことが想像される²⁾。従って、今後シュタイン国家学の日本における継受を問題とする場合、単に憲法典への影響という観点からのみことを論じるのは、視野を不当に狭めることになるであろう³⁾。

第二に、この「シュタイン詣で」の現象は、送り手と受け手の熱意がかみ合った、希有な異文化受容の事例と考えられることである。これまではどちらかという、穂積陳重が書き残しているように、これを「舶来品」を有り難がる浅薄な行動、と捉える見方が一般的であったように思われる。しかしそこには、1870年代から始まるシュタイン自身の日本への知的関心に裏打ちされた、彼の日本への好意的かつ積極的な姿勢があった。シュタインの方が、むしろ日本へアプローチをかけ、数多の日本人を魅了することによって、日本への自説の流布を可能としたのであった。この点について筆者はかつて、自国での学派形成をついにし得なかった彼の挫折感が、そのような異国への学説普及のパッションとなっていたことを示唆しておいた⁴⁾。

他方で日本にとって彼の存在は、ナショナリズムを醸成させる一つの触媒という意味をもっていた。そのようなシュタインと日本との相互作用を見据えて、この事象を再解釈する余地があるように思う。

第三に、シュタインの側で日本人を受け入れる用意があった一方で、日本政府の方でも「シュタイン詣で」を嚮導しようとしていた形跡がある。シュタイン文書の書簡群を追っていると、その背後に一人の政治家の姿が浮かび上がってくる。伊藤博文その人である。

憲法調査から帰国した後、伊藤はシュタインのことを周囲に吹聴し、時には自ら紹介状を認めるなどして、彼のもとへの日本人の派遣に腐心している⁵⁾。実際この伊藤の渡欧を境として、「シュタインにおける日本問題」は「日本におけるシュタイン問題」へと転換したとすることができる。また、シュタインの死まで、伊藤の消息や彼の日本での活躍を伝える書簡が、何人かの人々の手で繰り返しシュタインのもとに届けられており、この両者の密接な繋がりを想像させる⁶⁾。従って、「日本におけるシュタイン問題」を当時の政治史のなかで把握しようとするとき、伊藤のシュタイン受容の問題は矢張り避けて通ることはできない。彼こそ、「日本におけるシュタイン問題」の造形者だったと見なし得るからである。

それ故、我々の関心は次に、伊藤の滞欧憲法調査へと向けられることになる。それが筆者の次の課題となるであろう。

1) 御厨前掲『明治国家形成と地方経営』2頁。憲法を中心とする、この時期の公法秩序の形成を多角的な視野から、かつコンパクトに描き出したものとして、大石眞『日本憲法史』（有斐閣、1995年）第3章～第7章。

- 2) 実際、彼自らが憲法オンリーの講義を忌避していた節がある。この点については何よりも、シュタインが憲法の^{ドクマティカ}解釈学者ではなかったことを考え合わせる必要がある。また、金井延によればシュタインは、「是まで私の所へ来て色々な話をした人はあるけれども其の人等と憲法の話か或は行政法の話、或は又稀には軍略の話杯があつて而して一人も己の一番得意とする所の社会問題に就て問ふた人の無いのは甚だ残念に思う所である」と語っていた（前掲金井「スタイン先生の一周忌」478頁）。もっとも、金井の述懐を全て額面通り聞くこともできない。シュタインの社会論が日本人によって全く看過されてきた訳ではないからである。伊藤博文はシュタインの講義に接した後、階級対立の時代における政治権力の問題について洞察を示している。参照、1882年9月23日付松方正義宛伊藤書簡、鈴木安藏『日本憲法史概説』（中央公論社、1941年）345頁。
- 3) 堀口前掲「侍従藤波言忠とシュタイン講義」48頁以下も筆者と見解を同じくする。
- 4) 参照、前掲拙稿「ローレンツ・フォン・シュタインにおけるドイツ国家学の形成」。シュタインの弟子イナマ・シュテルネッグも次のように記している。「ただ一度だけ、それも晩年になってから、シュタインは学派を形成するに至った。それは極めて特異なやり方と状況のもとで行われた。彼は日本の青年たちにとっての正真正銘の師匠だったのである」(Inama=Sternegg, a. a. O., S. 665.)。
- 5) 伊藤自身の筆になる紹介状は、関直彦(4.2:04. 21-2)、海江田信義(4.2:04. 21-3)、林三介(4.2:04. 21-7)、渡辺洪基(1890年9月14日付シュタイン宛伊藤書簡、「伊東巳代治文書 スタイン関係書簡」、国立国会図書館憲政資料室所蔵『憲政史編纂会収集文書』116)のものが現存しているが、その他にも井上哲次郎、谷干城、藤波言忠、末松謙澄、陸奥宗光らがシュタインと会う際に、伊藤の紹介を得ていたことが各種資料から判明する。
- 6) 海江田前掲『須多因氏講義』のなかの次の一節などは、そのような伊藤とシュタインの関係を物語って余りある。「先生〔シュタイン〕曰ク、余ト伊藤総理トハ、特ニ親密ナルヲ以テ、総理ヲ措テ他ノ大臣ニ書ヲ通スルハ、違順ノ恐アリ。故ニ此ノ書モ矢張り伊藤総理ニ宛ツ可ケレハ、議官〔海江田〕ヨリモ伊藤総理ニ供ヘラレムコトヲ望ムナリ」(457頁)。

(本稿は平成6年度文部省科学研究費補助金による研究成果の一部である。)